

名取市障害者計画

平成 18 年度から平成 26 年度

平成 19 年 3 月

名取市

はじめに



本市においては、ノーマライゼーションの理念のもとに、障がいのある方が地域で自立した生活を送ることができるよう様々な施策を展開するとともに、「障害者や高齢者にやさしいまちづくり総合計画」を策定・推進し、誰もが分け隔てなく、ともに生活できる環境の整備を目指してまいりました。

国の障害者施策では平成18年4月1日から、障害者自立支援法が施行されておりますが、障害の種別に関わらず、障がいのある人が必要とするサービスを利用できるように仕組みを一元化したものであり、障がいのある人が有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、支援を行おうとするものです。

本市では、こうした障害福祉制度の改革や、多様化・複雑化する障がい者やその家族等のニーズに対応するため、「ともに生き、ともに支え合い、生きがいのある地域づくり～障がいのある人が、地域で安心して生活するために～」を基本理念とする「名取市障害者計画」を策定しました。

また、「名取市障害者計画」を踏まえ、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方や、目標及び確保すべきサービス量、サービス確保のための方策を定める計画として、「名取市障害福祉計画」を別冊により策定しました。

今後は、国や県の制度改正にも柔軟に対応しながら、計画を着実に推進し、障がい者の自立支援や社会参加の促進を図るとともに、障害福祉環境の整備に努めてまいりますので、皆様方の一層のご協力をお願いいたします。

最後に、計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました障害者計画等策定懇談会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました市民の皆様、障害者団体、関係機関の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成19年3月

名取市長 佐々木 一十郎

目 次

第1章 計画策定にあたっての基本的な考え方	1
第1節 計画策定の背景	1
1. 国の動き	1
2. 宮城県の動き	2
3. 名取市の動き	2
第2節 計画策定の目的	3
第3節 計画の期間	3
第4節 障害者の定義	4
第2章 名取市の障がいのある人の現状と将来の動向	5
第1節 名取市の現状	5
1. 名取市の人口構造	5
2. 障がい者の推移	7
3. 障害者福祉サービスの利用の推移	11
第2節 平成23年度までの各種推計	12
1. 平成23年度までの人口推計	12
2. 障がい者の推計	14
第3節 アンケート調査の概要	16
1. 障がいのある人の意識調査	16
2. 一般市民意識調査	24
第3章 基本構想 【障害者計画】	28
第1節 基本理念	28
第2節 計画の基本的視点	28
視点1 「理解と交流の促進」	28
視点2 「社会参加の促進」	28
視点3 「保健・医療の充実」	29
視点4 「教育・療育の充実」	29
視点5 「雇用・就労支援の充実」	29
視点6 「福祉サービスの充実」	29
視点7 「人にやさしいまちづくりの推進」	29
第3節 施策の体系	30
第4章 障害者施策の今後の方策【障害者計画】	31
第1節 理解と交流の促進	31
第2節 社会参加の促進	34
第3節 保健・医療の充実	37

第4節	教育・療育の充実	39
第5節	雇用・就労支援の充実	41
第6節	福祉サービスの充実	44
第7節	人にやさしいまちづくりの推進	49
第5章	計画の推進にあたって	53
第1節	計画の推進体制	53
第2節	計画の進行管理	53
資料編		54

第 1 章 計画策定にあたっての基本的な考え方

第 1 節 計画策定の背景

1. 国の動き

我が国では、昭和 56 年（1981 年）の「国際障害者年」以来、そのテーマである「完全参加」と「平等」の実現を目指して、保健、医療、福祉、教育、雇用、通信などの各分野にわたる障害者施策が展開されてきました。

平成 5 年 12 月に、障害者施策の基本的理念などを定めた「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改められ、平成 7 年 12 月には、同法に基づく「障害者プラン」により、平成 14 年までの重点施策実施計画が策定されました。現在は、後継の計画である「障害者基本計画」が策定され、数値による施策の達成目標が掲げられています。

さらに、平成 16 年 6 月に「障害者基本法」が改正され、障がい者を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことなどが、新たに盛り込まれるとともに、市町村に障がい者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）の策定が義務付けられました。

また、平成 10 年 6 月に「社会福祉基礎構造改革」について（中間まとめ）が公表され、それを受けて平成 12 年 6 月に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改められ、福祉サービスについて障がい者の立場に立った制度を構築する取り組みが始まりました。

その後、平成 17 年 10 月に障がい者及び障がい児が、その有する能力を活かし自立した生活を営むことができるよう、必要な障害者サービス給付等を行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図ることを目的とした「障害者自立支援法」が制定され、国は「財政責任の明確化」を図り、市町村には「障害福祉計画」の策定を義務づけています。「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）及び「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）や、「身体障害者補助犬法」などが制定されています。

平成 18 年 6 月にはハートビル法と交通バリアフリー法が一本化され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が制定され、また児童生徒等の障がいの重複化に対応した適切な教育を行うため、現在の盲、聾及び養護学校から障害種別を越えた特別支援学校とするなどの「学校教育法」が改正されるなど、総合的な障害者施策が推進されています。

2 . 宮城県の動き

宮城県は、平成 10 年 3 月に、「地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」を目指し、「みやぎ障害者プラン」を策定しました。

平成 16 年 2 月には、知的障がいのある人の地域生活移行を促進するため「みやぎ知的障害者施設解体宣言」が発せられ、さらに障害者福祉制度の大きな改正に向け平成 17 年 3 月に「みやぎ障害者プラン」の見直しが行われました。

3 . 名取市の動き

本市においては、平成 3 年度に策定した第 3 次長期総合計画の中、ノーマライゼーションの理念のもとに、障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、施策の展開を実施してきました。

その中でも平成 11 年度に「障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業」の採択を受け、平成 12 年度には「障害者や高齢者にやさしいまちづくり総合計画」を策定し、「なとり一人ひとりが輝く福祉と健康のまちづくり」をコンセプトとした分け隔てなく、ともに生活できる環境の整備を目指した施策の展開を推進してきました。

また、平成 13 年 3 月に仙台圏域障害者プランを策定し、障害者施策に取り組んでいます。

同じく平成 13 年 3 月には、第 4 次長期総合計画を策定し、障害者福祉については、在宅知的障がい者等のための施設整備、福祉タクシー利用券・福祉バス乗車券等交付事業の拡充、心身に障がいのある人の健康の保持・医療費負担の軽減等の施策を実施してきました。

そして、平成 17 年 1 月から、名取市では市の公文書等で使用している人を指す場合の「障害」を「障がい」に表記変更しております。ただし、法令や条例等の制度に基づく表記については対象外としております。

第2節 計画策定の目的

本計画は、「障害者基本法」の改正に伴い、本市における障がいのある人の現状を把握するとともに、将来の動向についての予測を行い、長期的視点での障害者施策の基本的な計画の策定をするものです。

この計画に基づいて今後の障害者施策を効果的に推進していくことを目的とするものです。

第3節 計画の期間

本計画は平成18年度を初年度とした、平成26年度までの9ヶ年とします。この計画は将来における社会情勢の変動などに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

第4節 障害者の定義

これらの計画における「障害者」という用語については、障害者基本法第2条で定められていることから、身体障がい、知的障がい、精神障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けている人を総称することとします。

しかし、障害者自立支援法^{注2}での障害者の定義^{注3}には発達障害者支援法^{注1}に定める「自閉症、アスペルガー症候群、学習障害^{注4}などの発達障害」などの障がいのある人は含まれていません。今後、サービスを適切に利用できる普遍的な仕組みについての検討を行う必要性から、障害者自立支援法の付帯決議では障害者の範囲は、個別の法律で規定されている障害者の定義を整合性のあるものに見直すことが明記されています。

このことから、関連法の改正や社会情勢の変化等に合わせて対象となる障害者の定義について見直しを行います。

注1：自閉症

先天的な障がいで、言葉の発達の遅れ、普通の喋り方やコミュニケーションのもち方、人や物事への適切な関わりかたを習得するのが困難な障がいのこと。

注2：アスペルガー症候群

発達障害の一種で、一般的には「知的障がいのない自閉症」とされる。対人関係や、他者の気持ちの推測力などの心の理論の障がい^{注3}が特徴で、特定分野への強いこだわりや、運動機能の軽度な障がいも見られる。

注3：学習障害

一般的に知的発達に遅れはないものの、聞く・話す・読む・書く・計算するなどの能力の内、特定のものの習得と使用に著しく困難を示す様々な状態の障がいのこと。

注4：発達障害

発達過程で何らかの原因により、認知、言語、社会性、運動などの機能の獲得ができなかった障がいのこと。注1から3の総称。

第 2 章 名取市の障がいのある人の現状と将来の動向

第 1 節 名取市の現状

1. 名取市の人口構造

名取市における人口の推移をみると、平成 2 年度の 53,682 人から平成 17 年度には 68,524 人へと 14,842 人・27.6%の増加となっています。過去 5 年間の推移では平成 12 年度から平成 17 年度までに 1,334 人・2.0%増加しています。

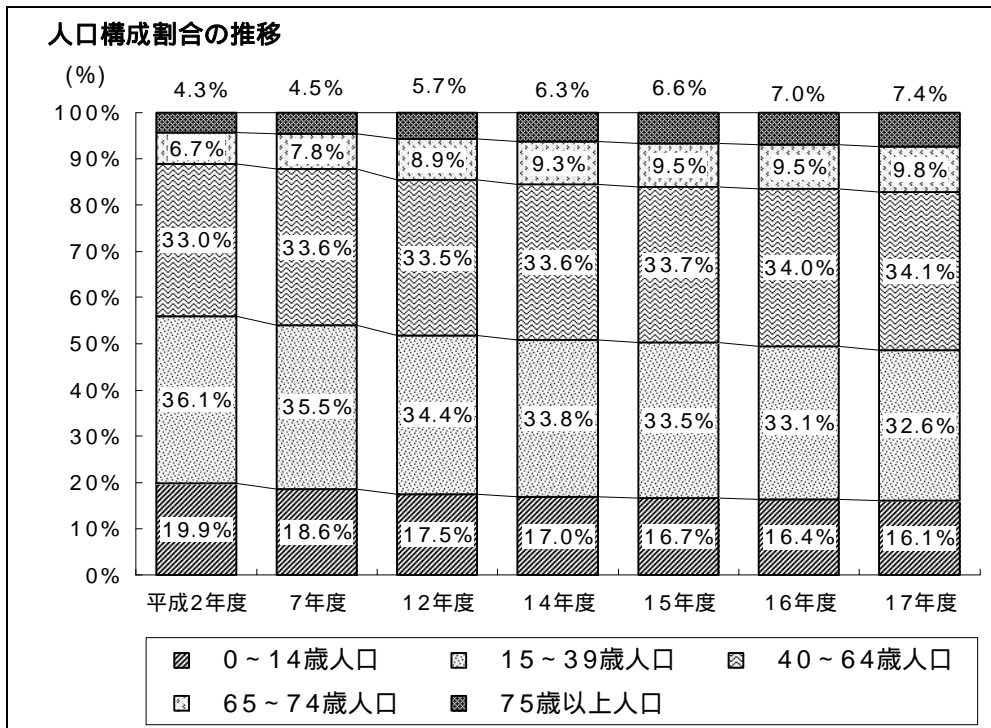
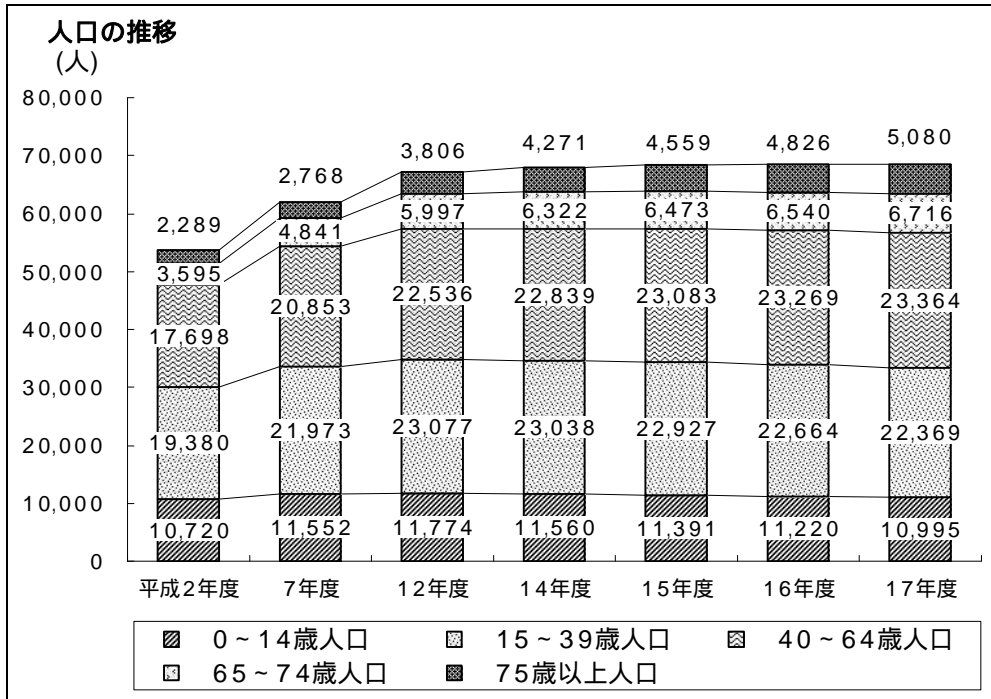
このなかで、65 歳以上の高齢者人口は平成 2 年度の 5,884 人から平成 17 年度の 11,796 人に増加しており、高齢化率も 11.0%から 17.2%へ上昇しています。一方で 0～14 歳の年少人口、15～64 歳の生産年齢人口の占める割合は減少傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

人口の推移（各年10月1日現在）

（単位：人）

	平成2年度	7年度	12年度	14年度	15年度	16年度	17年度
総人口	53,682	61,987	67,190	68,030	68,433	68,519	68,524
0～14歳人口	10,720	11,552	11,774	11,560	11,391	11,220	10,995
対総人口比率	19.9%	18.6%	17.5%	17.0%	16.7%	16.4%	16.1%
15～39歳人口	19,380	21,973	23,077	23,038	22,927	22,664	22,369
対総人口比率	36.1%	35.5%	34.4%	33.8%	33.5%	33.1%	32.6%
40～64歳人口	17,698	20,853	22,536	22,839	23,083	23,269	23,364
対総人口比率	33.0%	33.6%	33.5%	33.6%	33.7%	34.0%	34.1%
65歳以上人口	5,884	7,609	9,803	10,593	11,032	11,366	11,796
対総人口比率（高齢化率）	11.0%	12.3%	14.6%	15.6%	16.1%	16.5%	17.2%
65～74歳人口	3,595	4,841	5,997	6,322	6,473	6,540	6,716
対総人口比率	6.7%	7.8%	8.9%	9.3%	9.5%	9.5%	9.8%
75歳以上人口	2,289	2,768	3,806	4,271	4,559	4,826	5,080
対総人口比率	4.3%	4.5%	5.7%	6.3%	6.6%	7.0%	7.4%

（資料：国勢調査、住民基本台帳）



2. 障がい者の推移

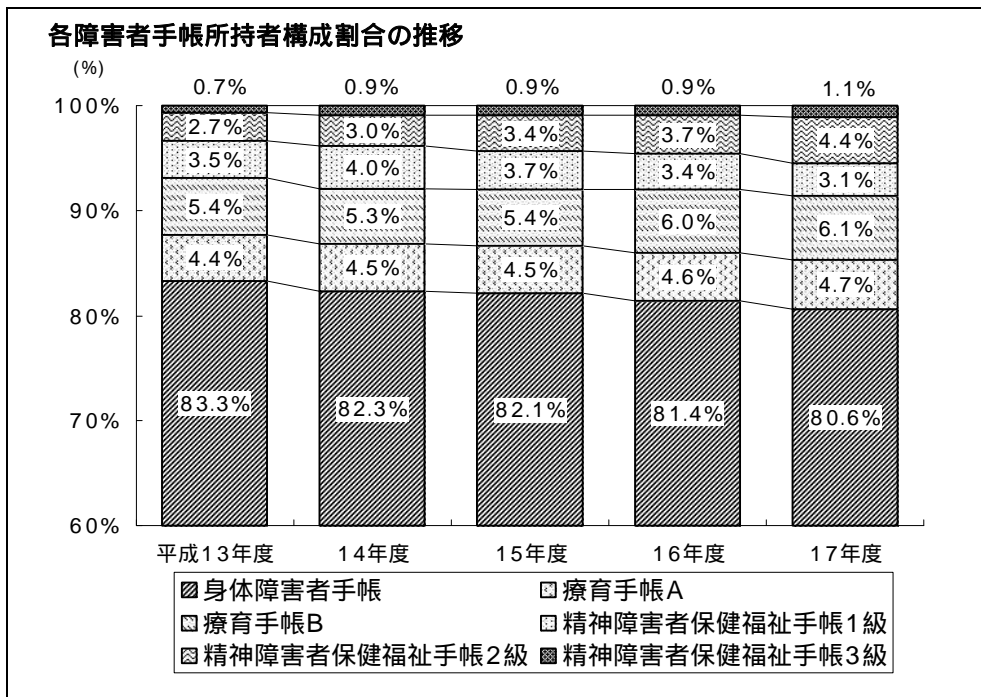
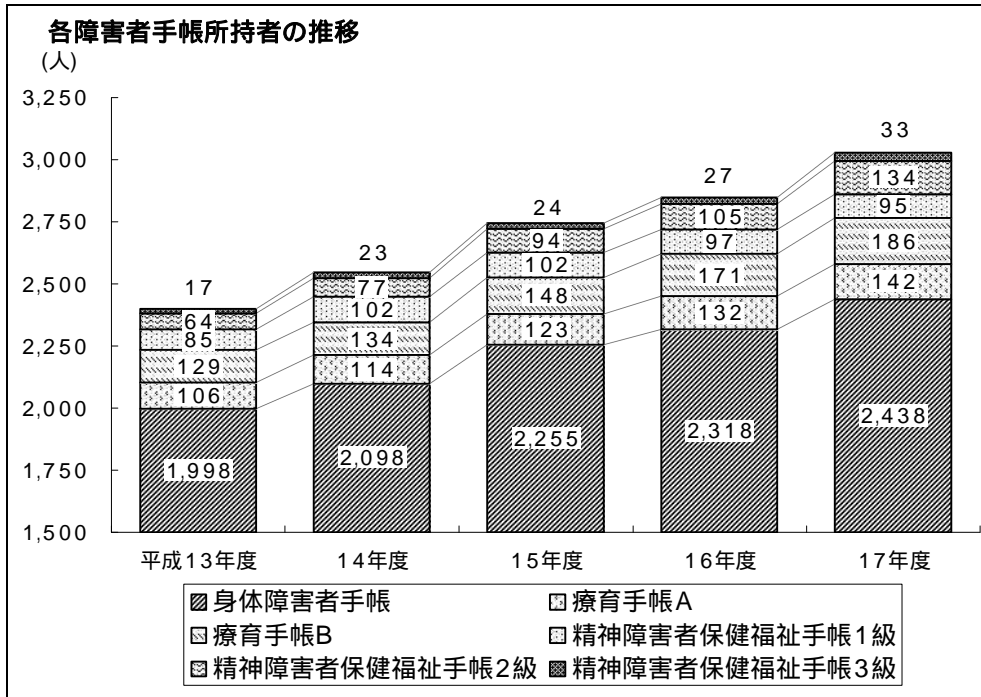
名取市における各種障害者手帳所持者の合計の推移をみると、平成13年度の2,399人から平成17年度には3,028人と629人・26.2%の増加となっています。

各障害者手帳別の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は1,998人から2,438人・22.0%の増加、療育手帳所持者数は235人から328人・39.5%の増加、精神障害者保健福祉手帳所持者数は166人から262人・57.8%の増加を示しています。

各障害者手帳所持者の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
各障害者手帳所持者数合計	2,399	2,548	2,746	2,850	3,028
身体障害者手帳所持者数	1,998	2,098	2,255	2,318	2,438
対前年度比伸び率		5.0%	7.0%	2.7%	4.9%
療育手帳所持者数	235	248	271	303	328
対前年度比伸び率		5.5%	8.5%	10.6%	7.6%
療育手帳A	106	114	123	132	142
対前年度比伸び率		7.5%	7.3%	6.8%	7.0%
療育手帳B	129	134	148	171	186
対前年度比伸び率		3.9%	9.5%	13.5%	8.1%
精神障害者保健福祉手帳所持者数	166	202	220	229	262
対前年度比伸び率		21.7%	8.2%	3.9%	12.6%
精神障害者保健福祉手帳1級	85	102	102	97	95
対前年度比伸び率		20.0%	0.0%	-5.2%	-2.1%
精神障害者保健福祉手帳2級	64	77	94	105	134
対前年度比伸び率		20.3%	18.1%	10.5%	21.6%
精神障害者保健福祉手帳3級	17	23	24	27	33
対前年度比伸び率		35.3%	4.2%	11.1%	18.2%



(1) 平成17年度 身体障害者手帳所持者の障害別・年齢別の現状

名取市における身体障害者手帳所持者の障害別での年齢状況をみると、18歳未満、18歳以上で「肢体不自由」が共に最も多くなっています。18歳未満で次いで多いのは「聴覚・平衡機能障害」が15人、「内部障害」が8人となっています。18歳以上では、「内部障害」が575人、「視覚障害」が203人となっています。

平成17年度 障害別年齢区分別所持者数(3月31日現在)(単位:人)

	18歳未満	18歳以上	合計
視覚障害	6	203	209
聴覚・平衡機能障害	15	173	188
音声・言語・そしゃく機能障害	1	51	52
肢体不自由	39	1,367	1,406
内部障害	8	575	583
合計	69	2,369	2,438

(2) 平成17年度 身体障害者手帳所持者の障害別等級の現状

名取市における身体障害者手帳所持者の障害別等級の現状をみると、「視覚障害」では1級が72人、「聴覚・平衡機能障害」では2級が61人、「音声・言語・そしゃく機能障害」では3級が26人、「肢体不自由」では2級が282人、「内部障害」では1級が287人と最も多くなっています。

平成17年度 障害別等級状況(3月31日現在)

(単位:人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	72	45	22	14	34	22	209
聴覚・平衡機能障害	0	61	26	39	4	58	188
音声・言語・そしゃく機能障害	0	21	26	5	0	0	52
肢体不自由	249	282	244	321	191	119	1,406
内部障害	287	2	162	132	0	0	583
合計	608	411	480	511	229	199	2,438

(3) 療育手帳所持者の等級別・年齢別の推移

療育手帳所持者の等級別・年齢別の各年度の推移をみると、療育手帳所持者数は平成15年度以降両等級ともに増加傾向にあります。

年度別・年齢別療育手帳所持者の状況(3月31日現在) (単位:人)

		18歳未満	18歳以上	合計
15年度	療育手帳A	38	85	123
	療育手帳B	83	65	148
16年度	療育手帳A	44	88	132
	療育手帳B	98	73	171
17年度	療育手帳A	48	94	142
	療育手帳B	104	82	186

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者等の等級別の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別での各年度の推移をみると、所持者数は平成15年度の220人から平成17年度には262人と42人・19.1%増加しています。また、通院医療費公費負担受給者数においても平成15年度の518人から平成17年度の655人と137人・26.4%増加しています。

年度別・精神障害者保健福祉手帳所持者及び通院医療費公費負担受給者数の状況(3月31日現在) (単位:人)

	精神障害者保健福祉手帳所持者数			合計	通院医療費公費負担受給者
	1級	2級	3級		
平成15年度	102	94	24	220	518
16年度	97	105	27	229	565
17年度	95	134	33	262	655

3. 障害者福祉サービスの利用の推移

名取市における障害者福祉サービスの平成15年度から平成17年度の推移をみると、身体障害者施設サービスはほぼ横ばいにあります。知的障害者施設サービスについては、入所更生施設は減少傾向にあります。通所更生施設・通所授産施設は増加傾向にあります。

精神障害者通所授産施設の利用者は増加傾向にあります。

身体障害者デイサービスは67人から124人と、57人・85.0%の増加、知的障害者デイサービスは339人から381人と、42人・12.3%の増加、知的障害者グループホームは8人から11人と、3人・37.5%の増加、精神障害者グループホームは7人から8人と、1人・14.3%の増加などとなっています。

身体障害者施設サービス利用状況 (単位:人)				各種サービス利用状況 (単位:人)			
	平成15年度	16年度	17年度		平成15年度	16年度	17年度
身体障害者入所更生施設	5	4	4	身体障害者デイサービス	67	103	124
対前年度比伸び率		-20.0%	0.0%	対前年度比伸び率		53.7%	20.4%
身体障害者療護施設	12	11	11	知的障害者デイサービス	339	373	381
対前年度比伸び率		-8.3%	0.0%	対前年度比伸び率		10.0%	2.1%
身体障害者入所授産施設	9	9	9	障害児デイサービス	2,035	2,632	1,956
対前年度比伸び率		0.0%	0.0%	対前年度比伸び率		29.3%	-25.7%
身体障害者通所授産施設	3	3	3	知的障害者通所授産施設	1	1	1
対前年度比伸び率		0.0%	0.0%	対前年度比伸び率		0.0%	0.0%
知的障害者施設サービス利用状況 (単位:人)				知的障害者グループホーム			
	平成15年度	16年度	17年度		平成15年度	16年度	17年度
知的障害者入所更生施設	23	21	19	対前年度比伸び率		25.0%	10.0%
対前年度比伸び率		-8.7%	-9.5%	精神障害者グループホーム	7	8	8
知的障害者通所更生施設	33	34	35	対前年度比伸び率		14.3%	0.0%
対前年度比伸び率		3.0%	2.9%	知的障害者小規模作業所	10	11	13
知的障害者入所授産施設	3	2	2	対前年度比伸び率		10.0%	18.2%
対前年度比伸び率		-33.3%	0.0%	身体障害者ホームヘルプサービス	25	29	30
知的障害者通所授産施設	2	3	5	対前年度比伸び率		16.0%	3.4%
対前年度比伸び率		50.0%	66.7%	知的障害者ホームヘルプサービス	2	5	8
精神障害者施設サービス利用状況 (単位:人)				対前年度比伸び率			
	平成15年度	16年度	17年度		平成15年度	16年度	17年度
精神障害者通所授産施設	25	26	28	障害児ホームヘルプサービス	3	13	23
対前年度比伸び率		4.0%	7.7%	対前年度比伸び率		333.3%	76.9%
				精神障害者ホームヘルプサービス			
				対前年度比伸び率			
				平成15年度			
				16年度			
				17年度			
				対前年度比伸び率			
				83.3%			
				-45.5%			
				72.7%			
				-50.0%			
				47.9%			
				-3.5%			
				皆増			
				皆減			

第2節 平成23年度までの各種推計

1. 平成23年度までの人口推計

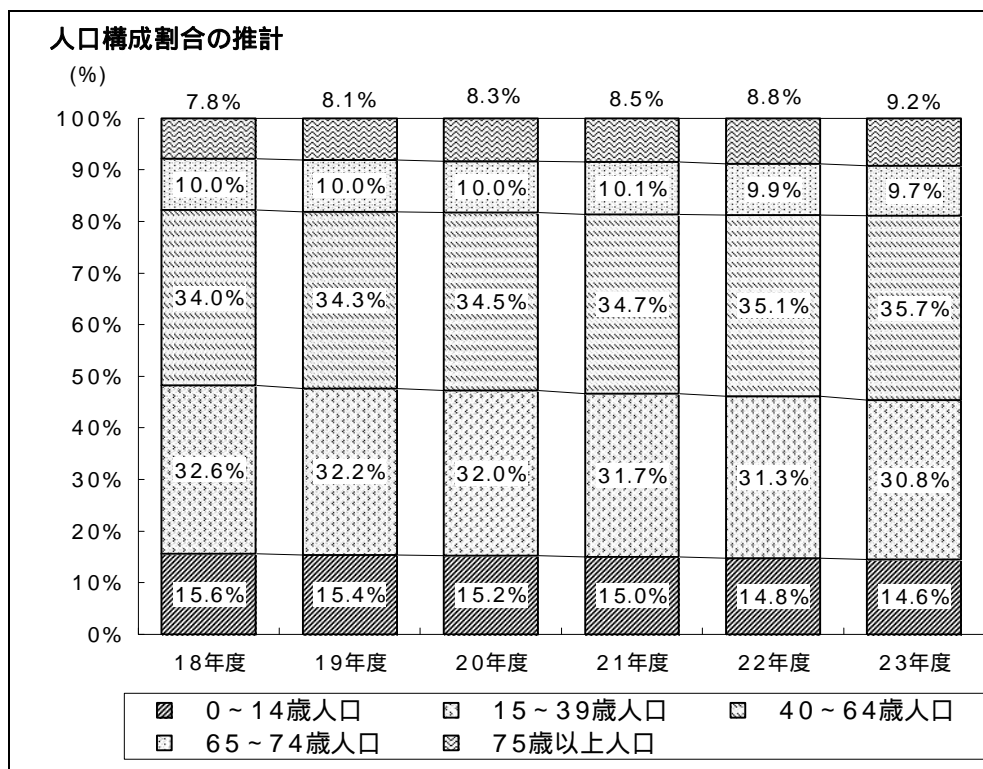
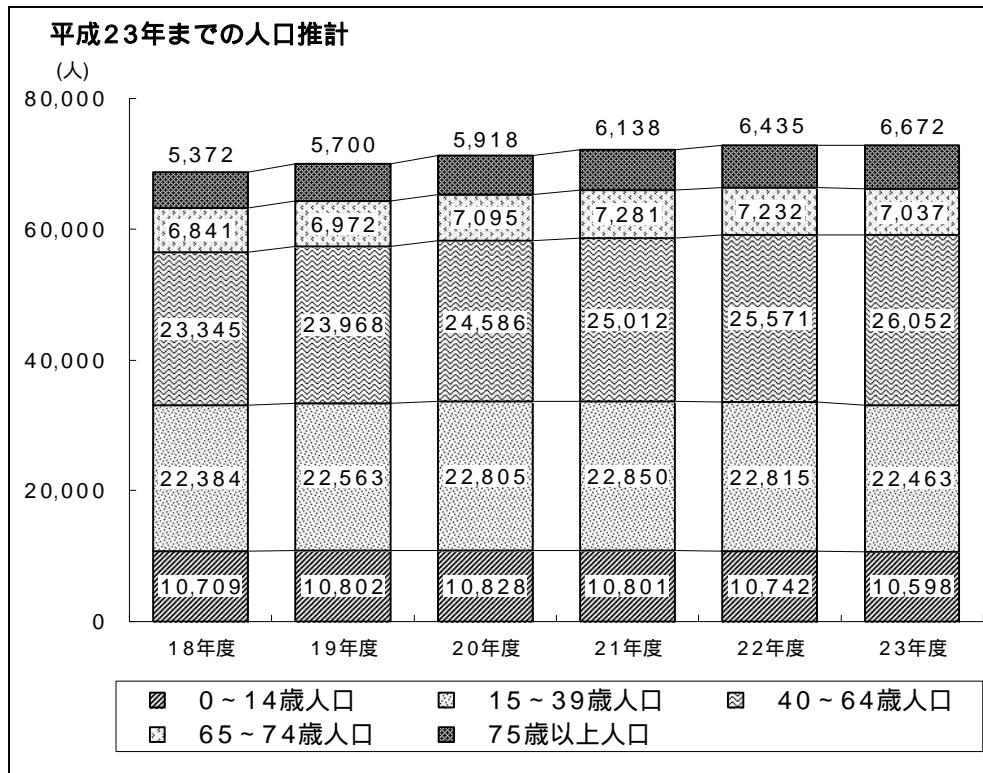
名取市における人口は、平成23年度までの人口推計では、平成18年度の68,651人から平成23年には72,822人へと4,171人・6.1%増加すると予測されます。

このなかで、65歳以上の高齢者人口は平成18年度の12,213人から平成23年度には13,709人に増加すると予測され、高齢化率も17.8%から18.9%へ上昇するものと考えられます。一方で0～14歳の年少人口は減少し、15～64歳の生産年齢人口の占める割合は増加すると予測されます。

平成23年までの人口推計

(単位：人)

	現状値		推計値				
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
総人口	68,524	68,651	70,004	71,232	72,083	72,795	72,822
0～14歳人口	10,995	10,709	10,802	10,828	10,801	10,742	10,598
対総人口比率	16.0%	15.6%	15.4%	15.2%	15.0%	14.8%	14.6%
15～39歳人口	22,369	22,384	22,563	22,805	22,850	22,815	22,463
対総人口比率	32.6%	32.6%	32.2%	32.0%	31.7%	31.3%	30.8%
40～64歳人口	23,364	23,345	23,968	24,586	25,012	25,571	26,052
対総人口比率	34.2%	34.0%	34.3%	34.5%	34.7%	35.1%	35.7%
65歳以上人口	11,796	12,213	12,672	13,013	13,419	13,667	13,709
対総人口比率(高齢化率)	17.2%	17.8%	18.1%	18.3%	18.6%	18.8%	18.9%
65～74歳人口	6,716	6,841	6,972	7,095	7,281	7,232	7,037
対総人口比率	9.8%	10.0%	10.0%	10.0%	10.1%	9.9%	9.7%
75歳以上人口	5,080	5,372	5,700	5,918	6,138	6,435	6,672
対総人口比率	7.4%	7.8%	8.1%	8.3%	8.5%	8.8%	9.2%



2. 障がい者の推計

名取市における各種障害者手帳所持者の推計をみると、平成18年度の3,207人から平成23年度には4,138人と931人・29.0%増加と予測されています。

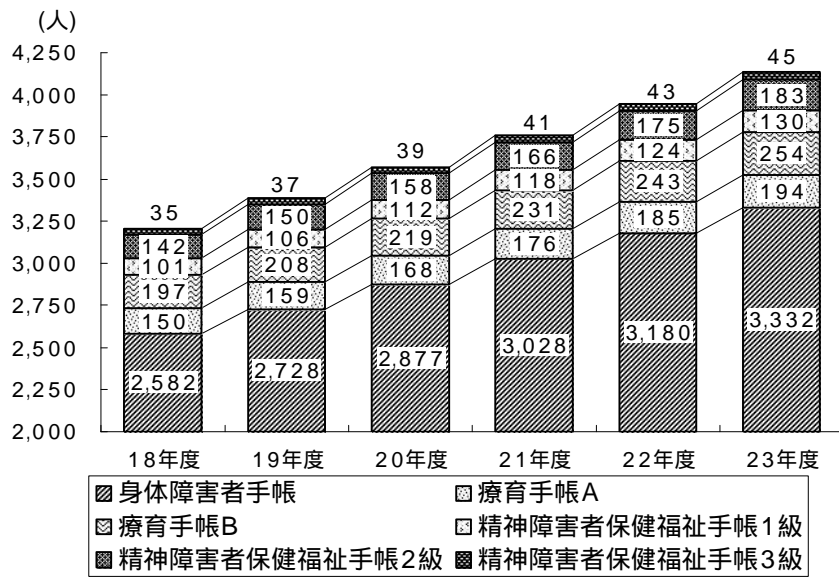
平成18年度から平成23年度の各障害者手帳別の推計にみると、身体障害者手帳所持者数は2,582人から3,332人と750人の増加、療育手帳所持者数は347人から448人と101人の増加、精神障害者保健福祉手帳所持者数は278人から358人と80人が増加すると予測されます。

平成23年度までの各障害者手帳所持者の推計

(単位：人)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
各障害者手帳所持者数合計	3,028	3,207	3,388	3,573	3,760	3,950	4,138
身体障害者手帳所持者数	2,438	2,582	2,728	2,877	3,028	3,180	3,332
対前年度比伸び率		5.9%	5.7%	5.5%	5.2%	5.0%	4.8%
療育手帳所持者数	328	347	367	387	407	428	448
対前年度比伸び率		5.8%	5.8%	5.4%	5.2%	5.2%	4.7%
療育手帳A	142	150	159	168	176	185	194
対前年度比伸び率		5.6%	6.0%	5.7%	4.8%	5.1%	4.9%
療育手帳B	186	197	208	219	231	243	254
対前年度比伸び率		5.9%	5.6%	5.3%	5.5%	5.2%	4.5%
精神障害者保健福祉手帳所持者数	262	278	293	309	325	342	358
対前年度比伸び率		6.1%	5.4%	5.5%	5.2%	5.2%	4.7%
精神障害者保健福祉手帳1級	95	101	106	112	118	124	130
対前年度比伸び率		6.3%	5.0%	5.7%	5.4%	5.1%	4.8%
精神障害者保健福祉手帳2級	134	142	150	158	166	175	183
対前年度比伸び率		6.0%	5.6%	5.3%	5.1%	5.4%	4.6%
精神障害者保健福祉手帳3級	33	35	37	39	41	43	45
対前年度比伸び率		6.1%	5.7%	5.4%	5.1%	4.9%	4.7%

平成23年度まで障害者推計



第3節 アンケート調査の概要

名取市障害者計画及び名取市障害福祉計画の策定にあたって、身体障害者手帳所持者 500 名、療育手帳所持者 200 名、精神障害者保健福祉手帳所持者 100 名、一般市民の方 1,000 名を対象としたアンケート調査を行いました。調査方法は平成 18 年 5 月 1 日現在での各障害者手帳所持者及び市民の中から、無作為抽出方法で、郵送での配布・回収とし、調査は平成 18 年 5 月 20 日から 6 月 1 日までの期間で行いました。

【各対象別の回収率】

対象	配布数	回収数（回収率）
身体障害者手帳所持者	500 名	211 名（42.2%）
療育手帳所持者	200 名	95 名（47.5%）
精神障害者保健福祉手帳所持者	100 名	48 名（48.0%）
一般市民	1,000 名	375 名（37.5%）
合計	1,800 名	729 名（40.5%）

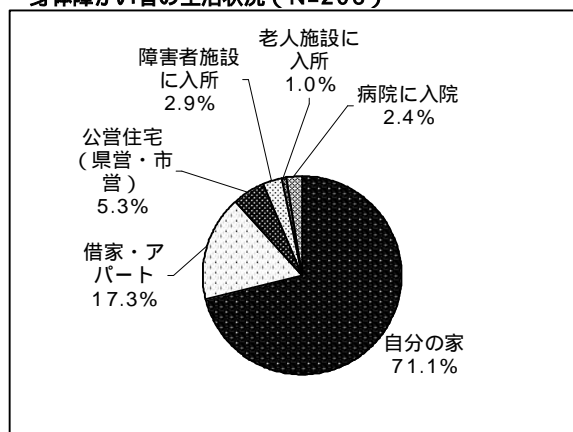
1. 障がいのある人の意識調査

（1）生活状況について

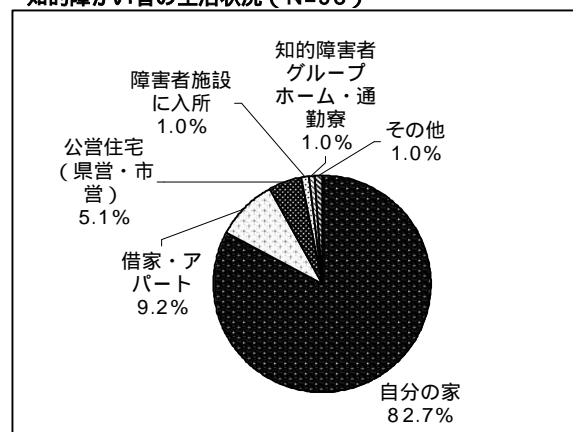
各障害者手帳所持者の生活状況は「自分の家」が最も多くなっています。身体障害者手帳の等級別で見ると、「借家・アパート」が、1 級は 22.5%、2 級では 14.3%、3 級では 10.4%、4 級では 15.2%となっています。「公営住宅（県営・市営）」が、1 級は 3.4%、2 級が 5.7%、3 級が 4.2%、4 級が 12.1%となっています。

療育手帳の等級別で見ると「借家・アパート」が療育手帳 A では 10.5%、療育手帳 B では 8.0%となっています。「公営住宅（県営・市営）」では療育手帳 A では 2.6%、療育手帳 B では 8.0%となっています。

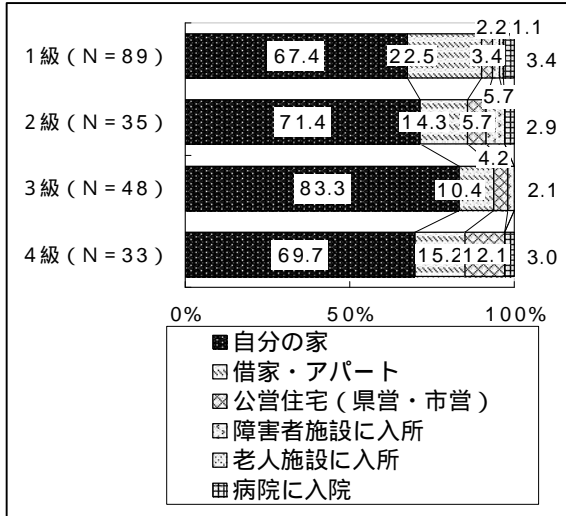
身体障がい者の生活状況（N=208）



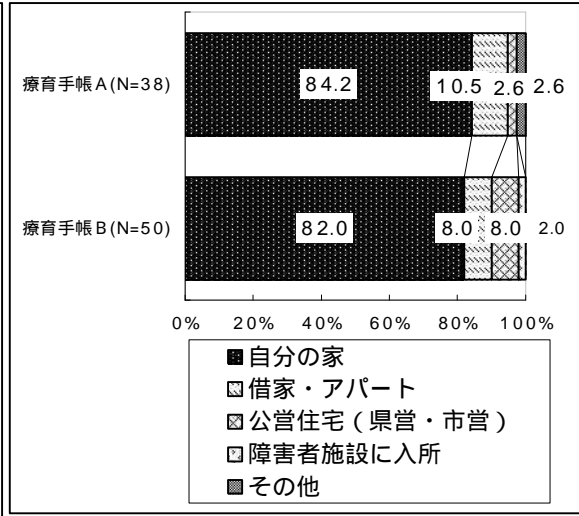
知的障がい者の生活状況（N=98）



身体障がい者の手帳等級別生活状況

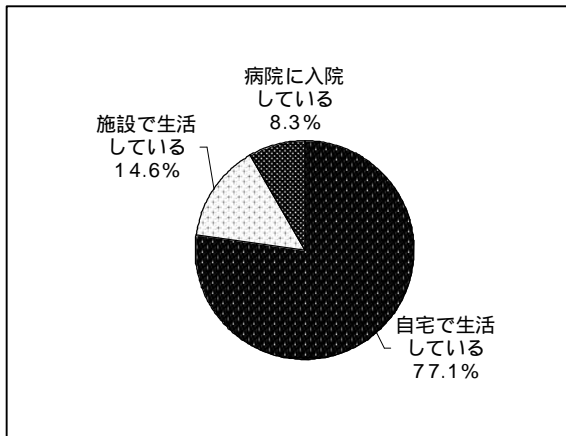


知的障がい者の手帳等級別生活状況

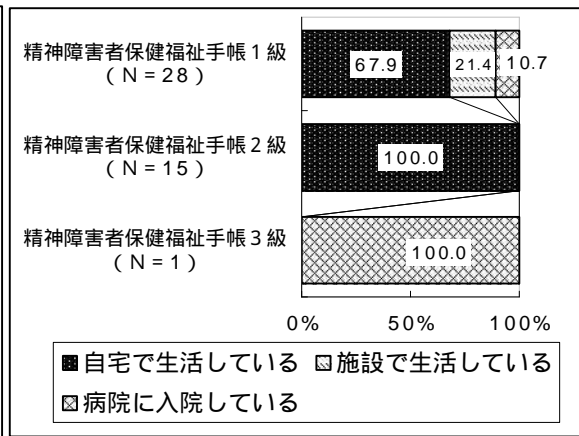


精神障害者保健福祉手帳の等級別でみると1級では「自宅で生活している」が67.9%、「施設で生活している」が21.4%、「病院に入院している」が10.7%となっています。2級では「自宅で生活している」が100%、3級が「病院に入院している」が100%となっています。

精神障がい者の生活状況 (N=48)



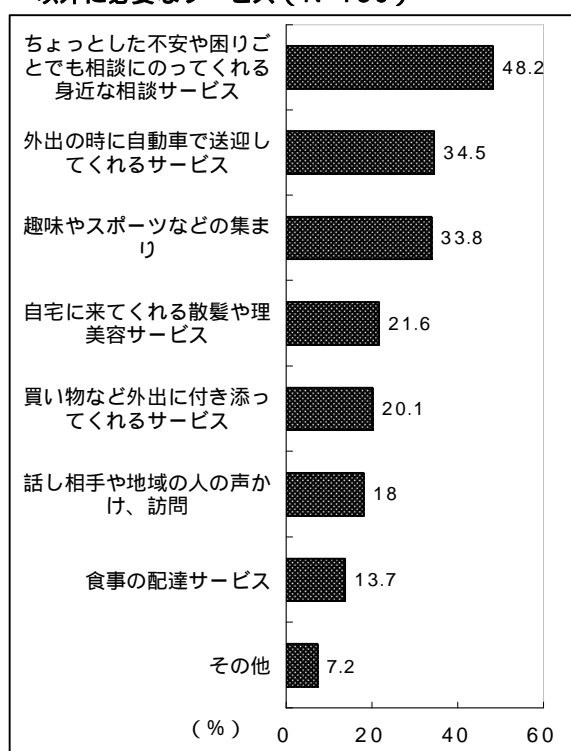
精神障がい者の手帳等級別生活状況



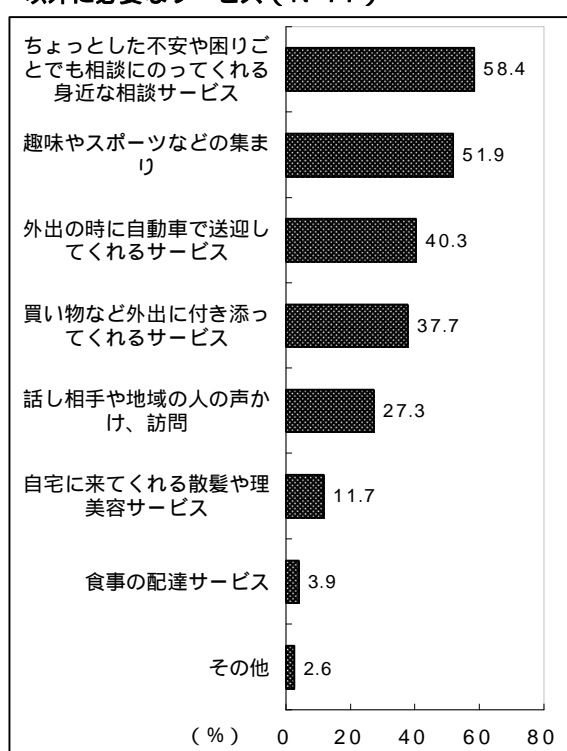
(2) 訪問系・施設などの福祉サービス以外に必要なサービスについて

身体・知的障がいのある人の訪問系・施設などの福祉サービス以外に必要なサービスでは、ともに「ちょっとした不安や困りごとでも相談にのってくれる身近な相談サービス」が最も多くなっています。その他の項目では身体に障がいのある人では、「外出の時に自動車で送迎してくれるサービス」が34.5%、知的障がいのある人では「趣味やスポーツなどの集まり」が51.9%などとなっています。

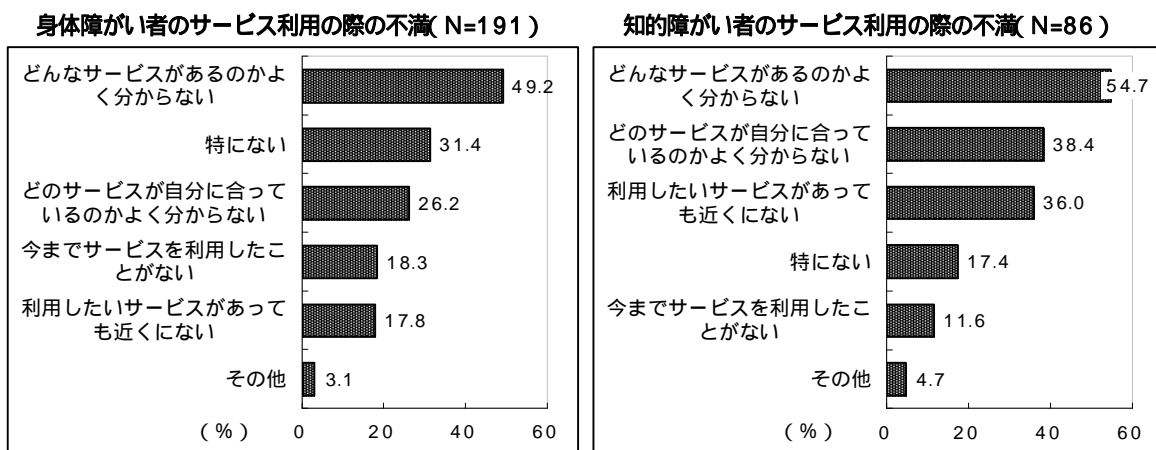
身体障がい者の訪問系・施設等の福祉サービス
以外に必要なサービス (N=139)



知的障がい者の訪問系・施設等の福祉サービス
以外に必要なサービス (N=77)



身体・知的障がいのある人のサービス利用の際の不満は、ともに「どんなサービスがあるのかよく分からない」が最も多く、次いで「どのサービスが自分にあっているのかよく分からない」が身体障がいのある人で 26.2%、知的障がいのある人で 38.4%となっています。障害者自立支援法への移行に伴い、必要な人に必要なサービスを提供するための、ケアマネジメントの強化を図る必要があります。

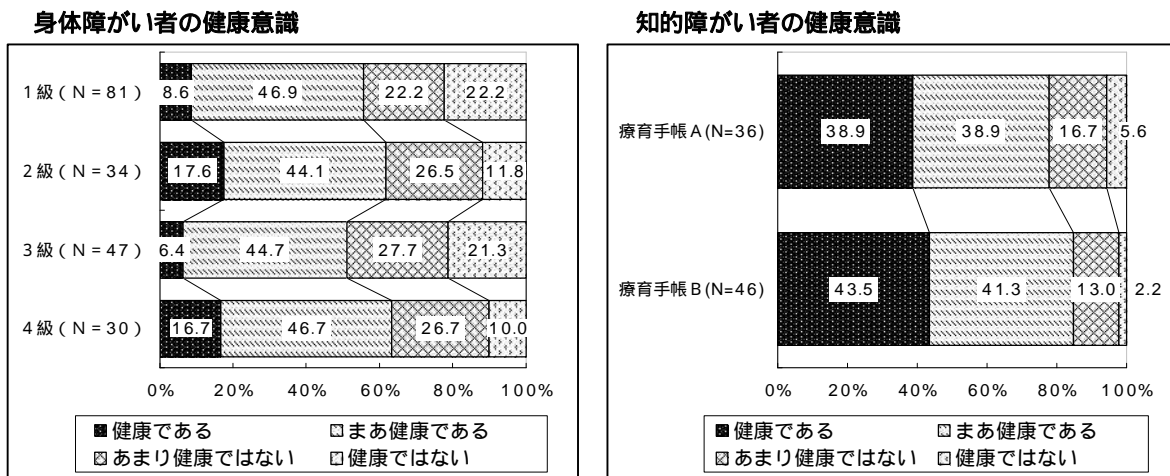


(3) 保健について

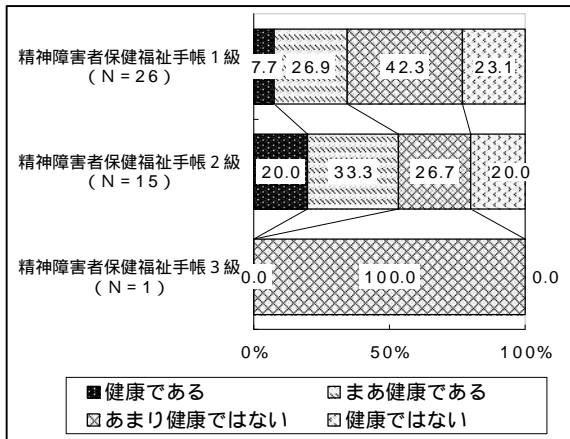
身体・知的障がいのある人の健康意識は、身体障害者手帳等級別で「健康ではない」は、1級が 22.2%、3級が 21.3%、2級が 11.8%、4級が 10.0%となっています。

療育手帳等級別で「健康ではない」は、療育手帳 A が 5.6%、療育手帳 B が 2.2%となっています。

精神障害者保健福祉手帳等級別で「健康ではない」は、1級が 23.1%、2級が 20.0%となっており、1級では「あまり健康ではない」を合わせると健康と感じていない人が半数以上を占めています。

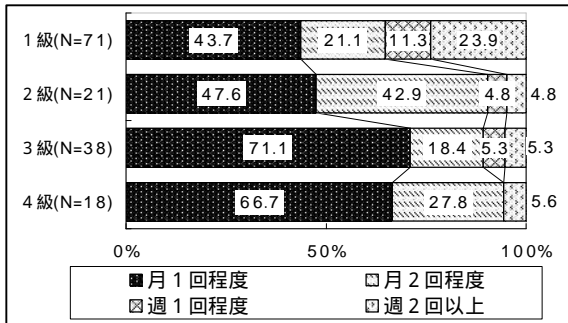


精神障がい者の健康意識

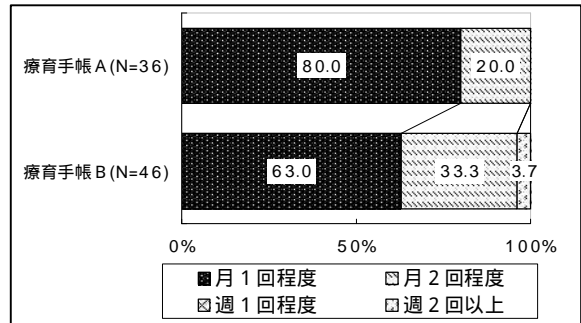


各障がいのある人の通院状況は、身体障害者手帳等級別では、すべての等級で「月1回程度」が最も多くなっていますが、「週2回以上」「週1回程度」では、等級が重度になるにつれ増加する傾向にあります。療育手帳等級別では、両等級で「月1回程度」が最も多くなっています。精神障害者保健福祉手帳等級別では、1級及び2級で「月2回程度」が最も多くなっています。

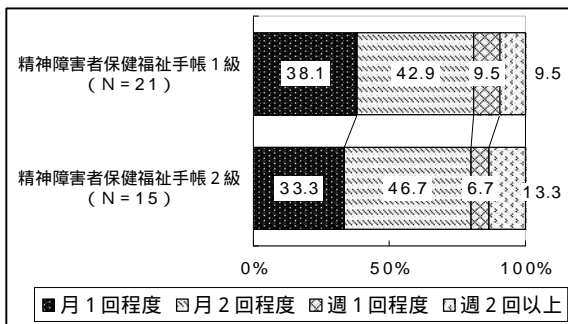
身体障がい者の通院状況



知的障がい者の通院状況



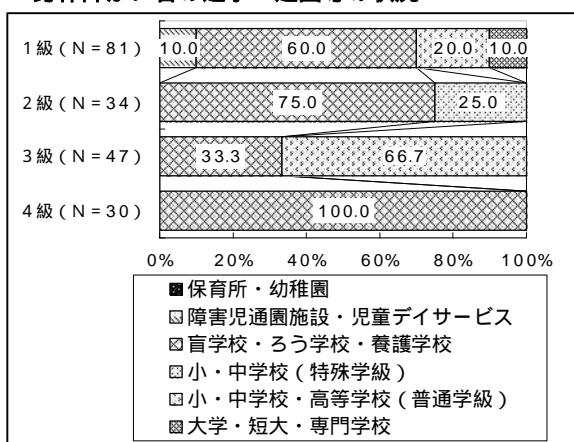
精神障がい者の通院状況



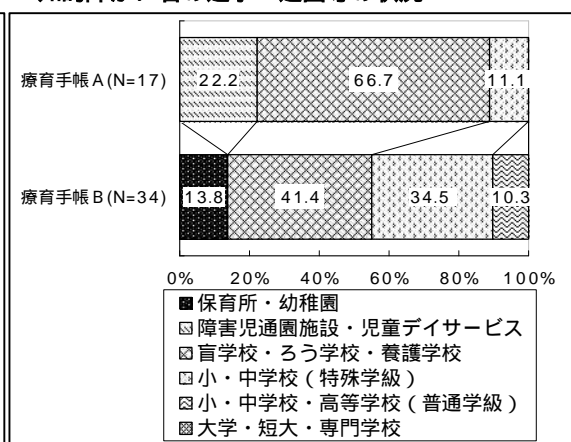
(4) 保育・教育について

身体・知的障がいのある人の通学・通園等の状況は、身体障害者手帳等級別では、1級、2級及び4級では「盲学校・ろう学校・養護学校」が最も多く、3級では「小・中学校・高等学校（普通学級）」が最も多くなっています。療育手帳等級別では両等級で「盲学校・ろう学校・養護学校」が最も多くなっていますが、療育手帳Aでは「障害児通園施設・児童デイサービス」が22.2%、療育手帳Bでは「小・中学校（特殊学級）」が34.5%と次いで多くなっています。

身体障がい者の通学・通園等の状況



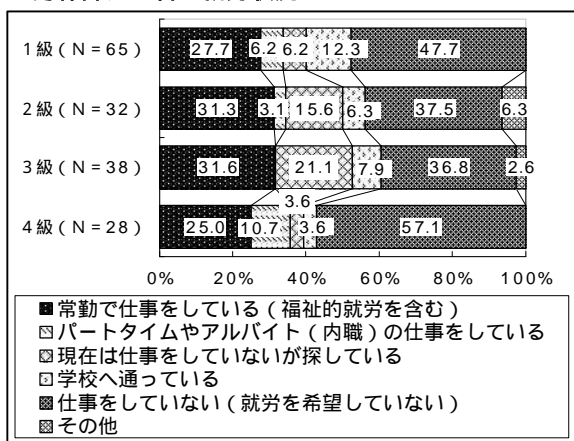
知的障がい者の通学・通園等の状況



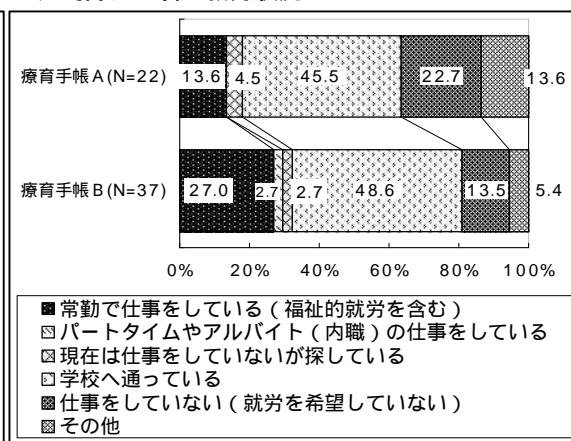
(5) 雇用・就労について

身体・知的障がいのある人の就労状況は、身体障害者手帳等級別では、全ての等級で「仕事をしていない（就労を希望していない）」が最も多くなっています。療育手帳等級別では、両等級で「学校へ通っている」が最も多く4割以上を占めています。

身体障がい者の就労状況



知的障がい者の就労状況



精神障がいのある人の日中生活状況は、全ての等級で「病院に通っている」が最も多くなっています。次いで「家にいて家事をしている」が多くなっています。1級では「職業訓練中や家業や福祉的就労をしている」が多くなっています。2級では「デイケアや同じ障がいのある人どうしの活動・集まりに通っている」などとなっています。

精神障がい者の日中生活状況

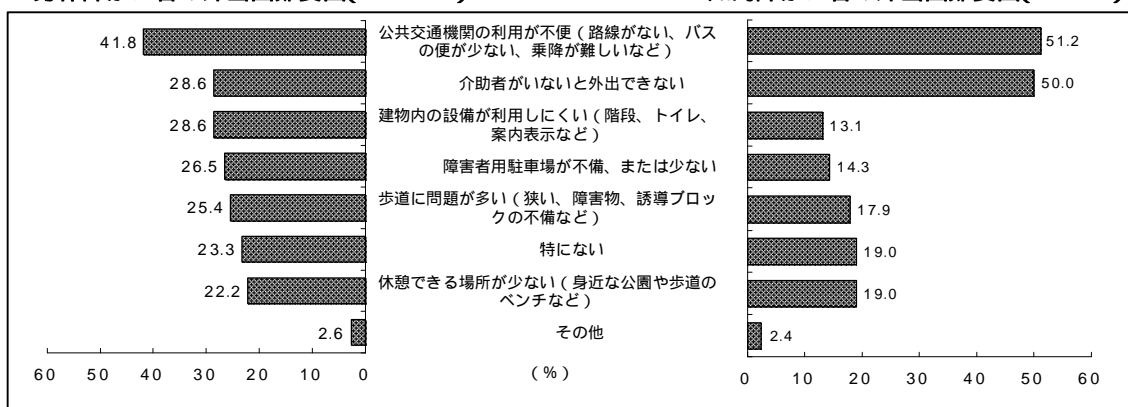
(単位：%)

	実際の職場で職業訓練中である(社会適応訓練など)	家業(自営業や農業など)を手伝っている	授産施設・小規模作業所、共同作業所に通っている	家にいて家事をしている	病院に通っている	デイケアに通っている	同じ障害のある人たちどうしの活動・集まりに通っている	その他
精神障害者保健福祉手帳1級(N=23)	8.7	4.3	17.4	43.5	52.2	8.7	13	13
精神障害者保健福祉手帳2級(N=13)	-	-	15.4	53.8	61.5	30.8	23.1	-

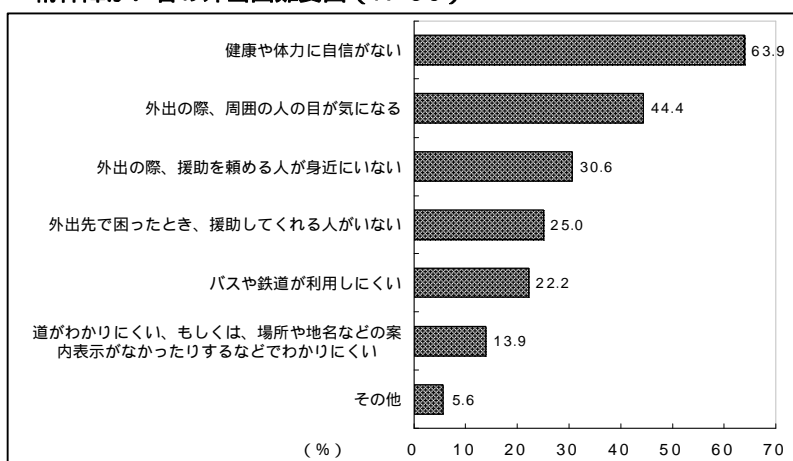
(6) 外出・移動について

各障がいのある人の外出困難要因は、身体障がいのある人・知的障がいのある人では「公共交通機関の利用が不便」が最も多くなっています。精神障がいのある人は「健康や体力に自身がない」が最も多くなっています。

身体障がい者の外出困難要因(N=189)



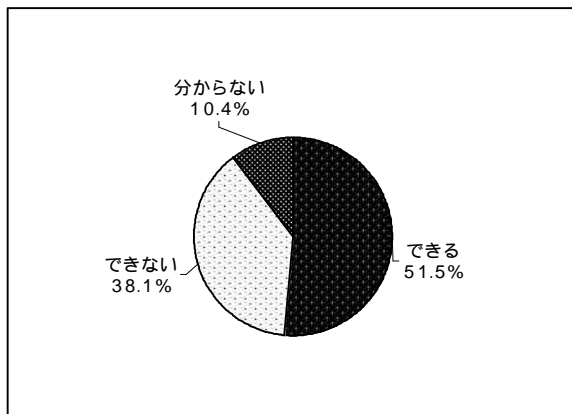
精神障がい者の外出困難要因(N=36)



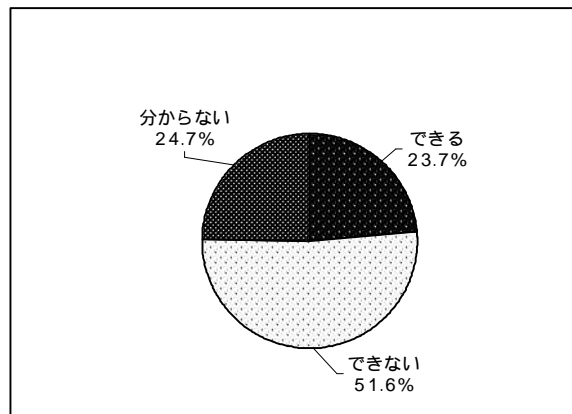
(7) 防災について

各障がいのある人のひとりでの避難ができない人は、身体障がいのある人では38.1%、知的障がいのある人では51.6%、精神障がいのある人では27.7%となっています

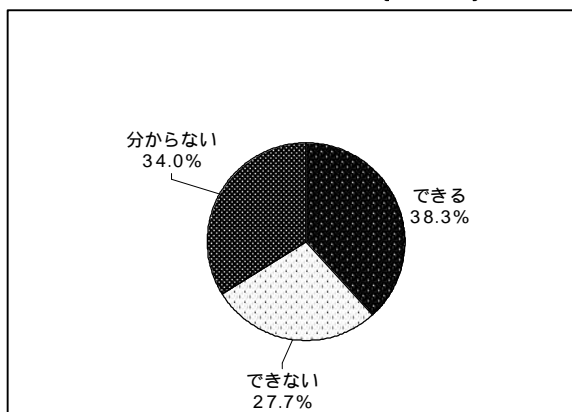
身体障がい者のひとりでの避難 (N=202)



知的障がい者のひとりでの避難 (N=97)



精神障がい者のひとりでの避難 (N=47)



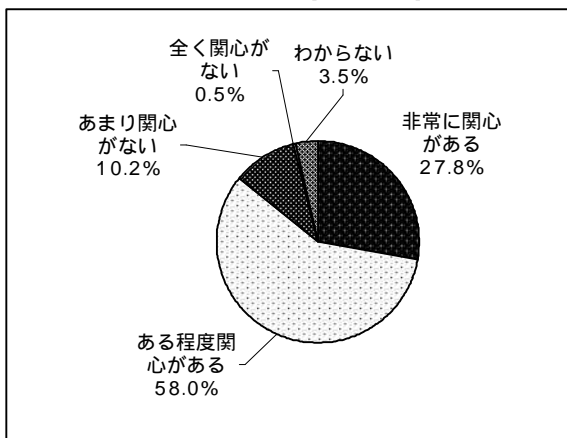
2. 一般市民意識調査

(1) 障がいのある人への関心及び地域で見かける障がいのある人について

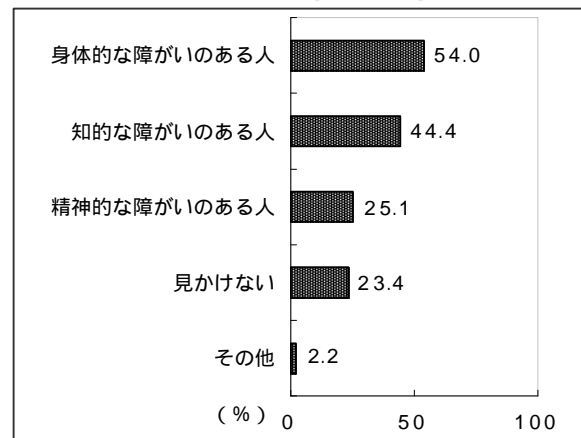
障がいのある人への関心については、「ある程度関心がある」が58.0%と最も多く半数以上を占めています。次いで「非常に関心がある」が27.8%となっており、この2項目を合わせると関心があるという方が8割以上を占めています。「あまり関心がない」が10.2%、「分からない」が3.5%などとなっています。

障がいのある人を見かけるかについては、「身体的な障がいのある人」が54.0%と最も多く半数以上を占めています。次いで「知的な障がいのある人」が44.4%、「精神的な障がいのある人」が25.1%、「見かけない」が23.4%などとなっています。

障がい者への関心の有無 (N=371)



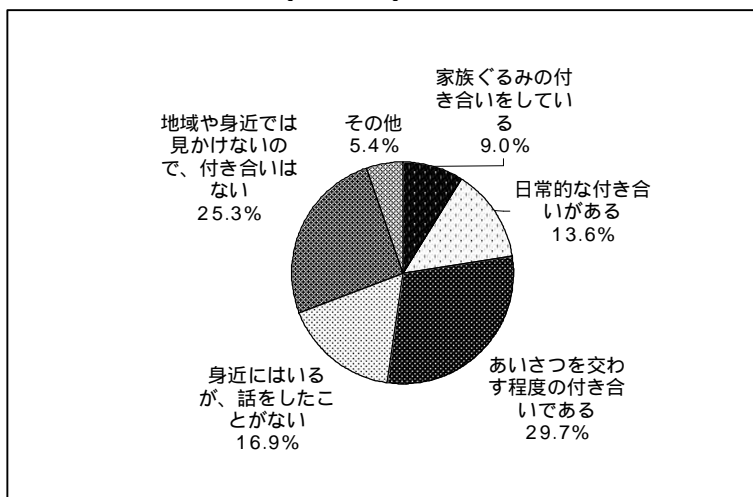
地域で見かける障がい者 (N=367)



(2) 障がいのある人との交流について

障がいのある人との交流状況については、「あいさつを交わす程度の付き合いである」が29.7%と最も多く約3割を占めています。次いで「地域や身近では見かけないので、付き合いはない」が25.3%、「身近にはいるが、話をしたことがない」が16.9%、「日常的な付き合いがある」が13.6%などとなっています。

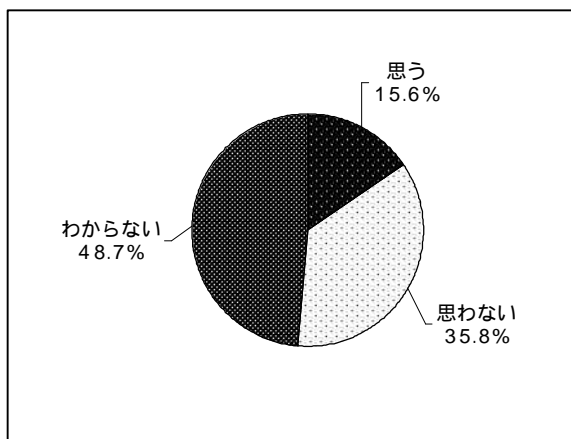
障がい者との交流状況 (N=367)



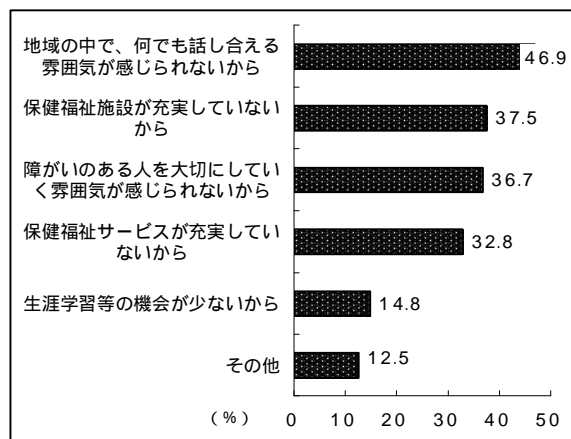
(3) 住んでいる地域が、障がいのある人にとって住み良いと思うかについて

障がいのある人にとって住みよい地域と思うかについては、「分からない」が48.7%と最も多くなっています。次いで「思わない」が35.8%、「思う」が15.6%となっています。思わない理由については、「地域の中で、何でも話し合える雰囲気を感じられないから」が46.9%と最も多く、次いで「保健福祉施設が充実していないから」が37.5%、「障がいのある人を大切にしていける雰囲気を感じられないから」が36.7%などとなっています。

障がい者が住みよい地域と思うか (N=372)



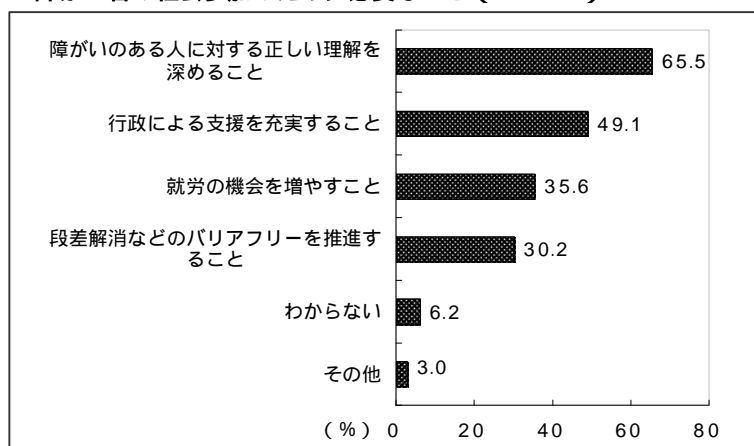
障がい者が住みよいと思わない理由 (N=128)



(4) 障がいのある人の社会参加で大切なことについて

障がいのある人の社会参加で大切なことについては、「障がいのある人に対する正しい理解を深めること」が65.5%と最も多く、次いで「行政による支援を充実すること」が49.1%、「就労の機会を増やすこと」が35.6%などとなっています。

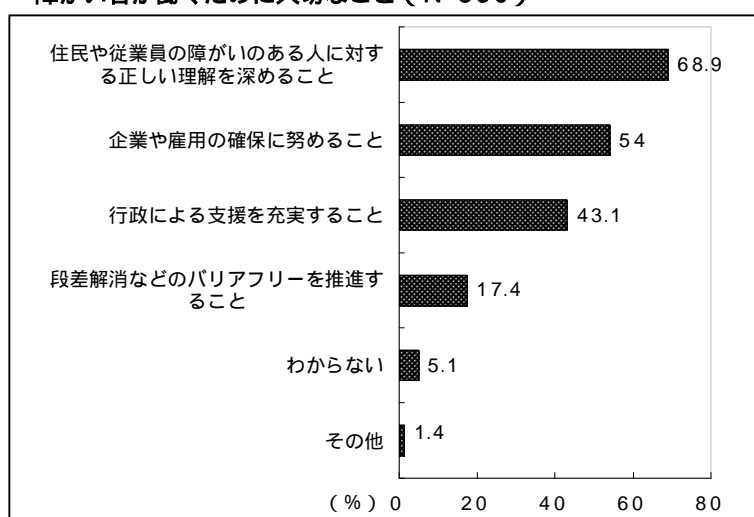
障がい者の社会参加のために必要なこと (N=371)



(5) 障がいのある人が働くために大切なことについて

障がいのある人が働くために何が大切かについては、「住民や従業員の障がいのある人に対する正しい理解を深めること」が68.9%と最も多く、次いで「企業や雇用の確保に努めること」が54.0%、「行政による支援を充実すること」が43.1%、「段差解消などのバリアフリーを推進すること」が17.4%などとなっています。

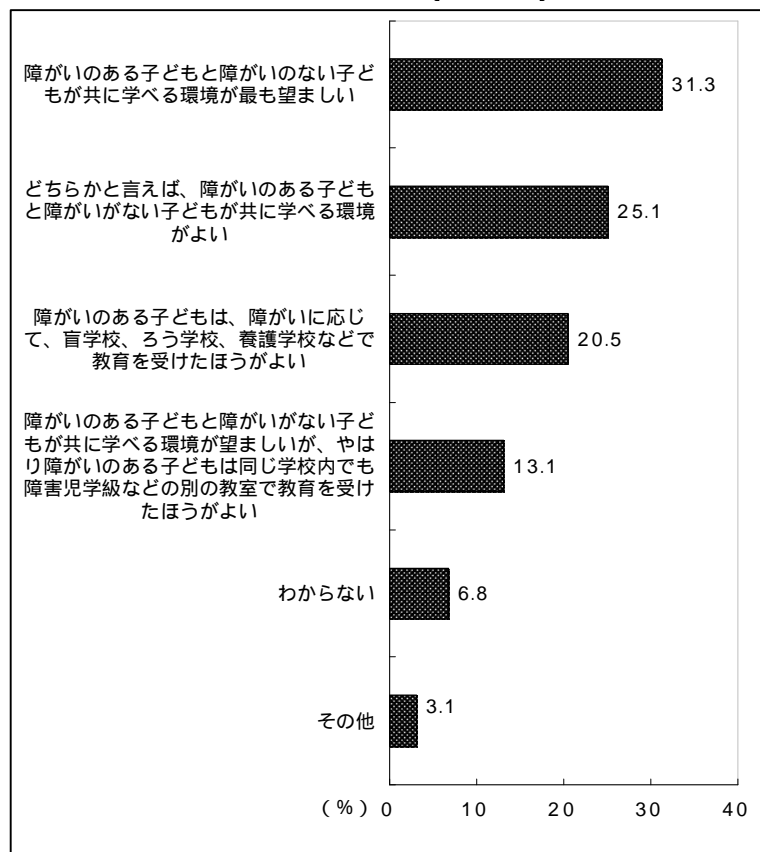
障がい者が働くために大切なこと (N=350)



(6) 障がいのある子どもが共に地域の学校で学ぶことについて

障がいのある子どもが共に学ぶことについては、「障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学べる環境が最も望ましい」が31.3%と最も多く、次いで「どちらかと言えば、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学べる環境がよい」が25.1%となっており、この2項目を合わせると半数以上を占めています。

障がいのある子どもが共に学ぶこと (N=350)



第 3 章 基本構想 【障害者計画】

第 1 節 基本理念

【基本理念】

「ともに生き、ともに支え合い、生きがいのある地域づくり」
～ 障がいのある人が、地域で安心して生活するために～

ノーマライゼーションの理念のもとに、障がいのある人もない人も、誰もがともに尊重し合い、支え合いながらいきいきと暮らすことができる地域社会が求められています。

障がいの有無にかかわらず、すべての市民がともに支え合いながら、豊かで生きがいのある生活を送ることができるよう、名取市は「ともに生き、ともに支え合い、生きがいのある地域づくり～障がいのある人が、地域で安心して生活するために～」を基本理念とします。

第 2 節 計画の基本的視点

この計画では、基本理念を実現するため、「基本的視点」を次に掲げる項目に整理し、個々の基本的施策の方向付けを行います。

視点 1 「理解と交流の促進」

障がい及び障がいのある人に対する正しい理解を深めるための施策を推進するとともに、ボランティア活動推進のための条件整備に努めます。

視点 2 「社会参加の促進」

障がいのある人の社会参加を促進するために、地域活動の推進など各種の施策を行います。

視点3 「保健・医療の充実」

障がいの早期発見・早期療育や精神保健施策の推進、医療・機能回復訓練などの保健・医療の充実に努めます。

視点4 「教育・療育の充実」

教育・療育の充実を図るために、各種の施策を行います。

視点5 「雇用・就労支援の充実」

雇用の支援を図るとともに、就労に向けた支援に努めます。

視点6 「福祉サービスの充実」

障がいのある人が安定した生活を営むことができるように、各種福祉サービスの充実に努めます。

視点7 「人にやさしいまちづくりの推進」

社会の中にある様々な障壁を取り除き、障がいの有無に関わらず、すべての人にとって暮らしやすいまちづくりを推進します。

第3節 施策の体系

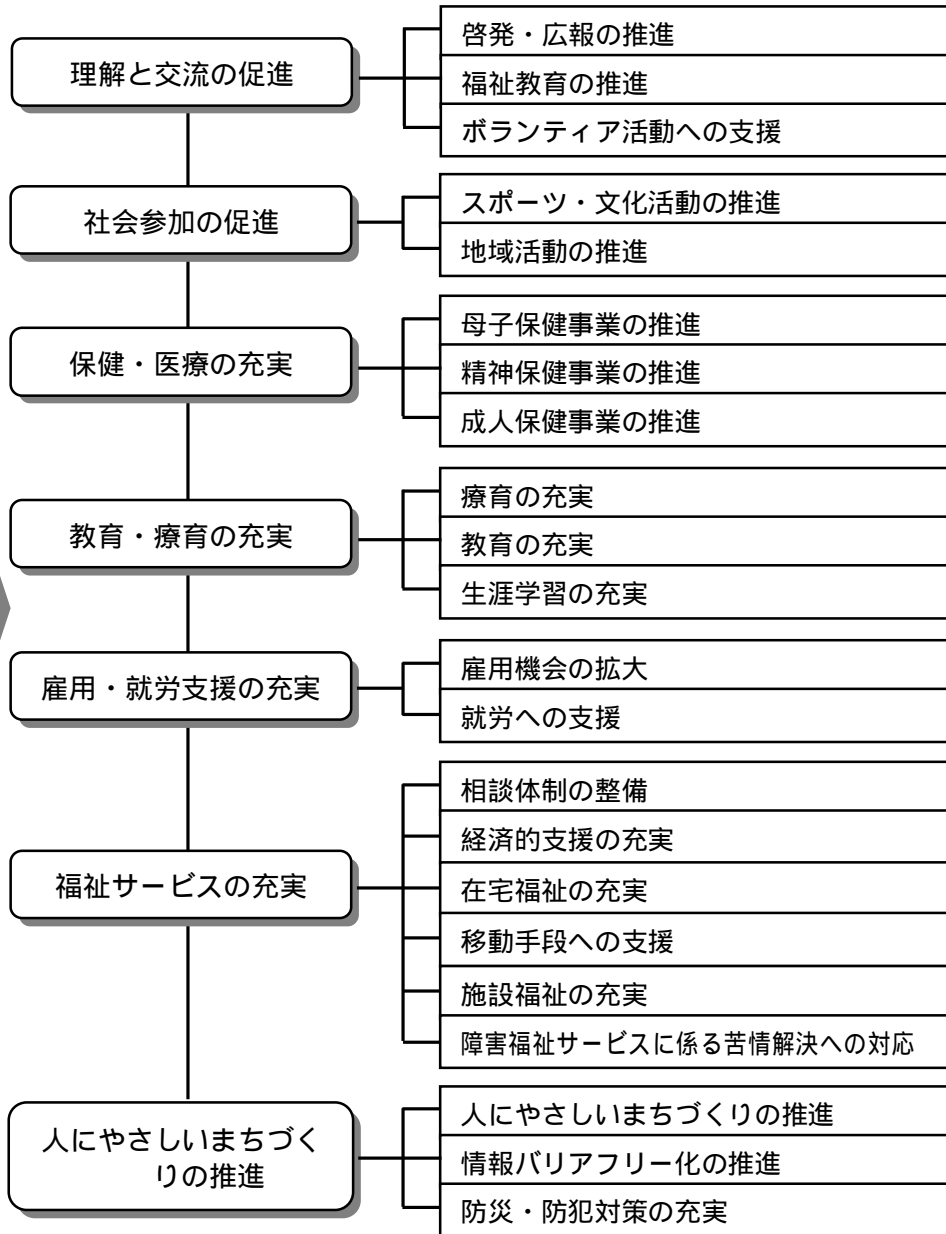
基本理念

基本的視点

施策の方向

「ともに生き、ともに支え合い、生きがいのある地域づくり」

「障がいのある人が、地域で安心して生活するために」



第4章 障害者施策の今後の方策【障害者計画】

第1節 理解と交流の促進

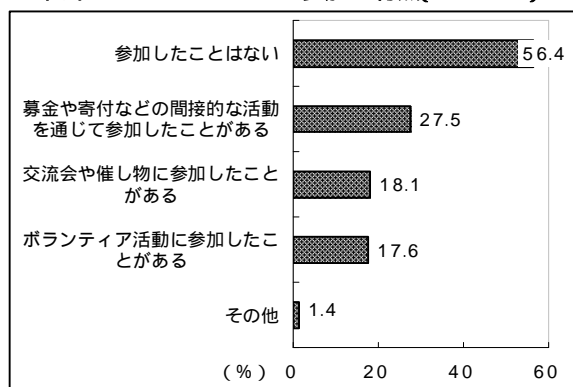
現状と課題

障がいのある人と地域との関わりについては、ノーマライゼーションの考え方に基づく「施設や病院から地域へ」という流れの一環として、益々重要な要素となってきました。障がいのある人もない人も等しく地域社会を構成する一員として、それぞれが持つ「心のバリア」を取り除き、お互いに理解し合うことがなにより重要です。

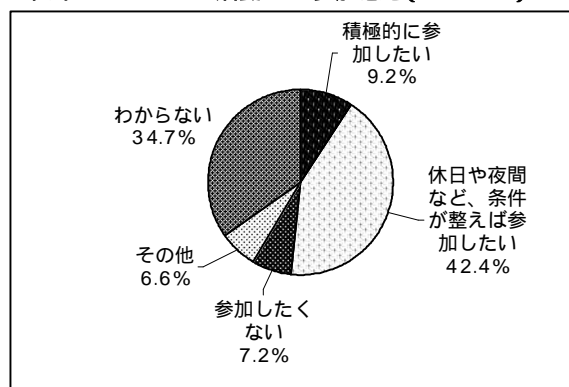
身体・知的障がいのある人へのアンケート調査で、住み良いまちをつくるために必要なことについては、「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」が身体障がいのある人では22.9%、知的障がいのある人では31.1%となっています。また、一般市民アンケート調査は障がいのある人の社会参加のために必要なことについては、「障がいのある人に対する正しい理解を深めること」が65.5%となっています。また相互理解を促進する上で大きな役割を持つ、ボランティア活動については、「参加したことはない」が56.4%となっていますが、「休日や夜間など、条件が整えば参加したい」が42.4%となっています。

今後、幼い頃から障がい児との交流を促進するための取り組みを推進するとともに、地域との交流機会の増加を推進し、障がいや障がいのある人と障がいのない人との相互理解を一層深めるための取り組みが必要です。

市民のボランティアへの参加の有無(N=353)



市民ボランティア活動への参加意思(N=349)



施策の方向

1. 啓発・広報の推進

障がいのある人の社会参加の妨げとなる偏見や誤解をなくし、共に尊重し合い、共に生きる社会を目指します。

障がいについての正しい理解と、障がいのある人についての理解の普及・啓発活動を推進するとともに、広報等の情報媒体を活用し、幅広い啓発に努めます。

(1) 障害疑似体験等の実施

障害疑似体験や介助の方法等を学ぶ機会を設け、障がいについて正しい理解を深めるよう努力します。

(2) 広報等の情報媒体を活用した啓発活動

市のホームページや「広報なとり」を活用し、障がいに関する情報の掲載と啓発・広報を行います。

2. 福祉教育の推進

子どもから大人まで、生涯にわたりそれぞれの段階で障がいや障がいのある人に対する理解を深める教育を推進します。また、地域や職場においても、幅広く学ぶ機会が得られるよう支援していきます。

(1) 集団保育による障がい者理解の促進

保育所等での障がい児の受け入れ体制の充実を図り、幼児期から障がい児（者）との交流の場を拡充し、一緒に過ごす時間を設けるよう障害児保育等の充実に努めます。

(2) 学校教育における福祉教育の推進

学校教育において、福祉教育や交流活動を通じて、子どもの頃からノーマライゼーションの理念を自然に身に付けられるように努めます。

(3) 生涯学習による障がい者理解の促進

生涯学習の場において、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、また、地域の各種行事やイベント等で障がいのある人と地域住民が交流する機会の拡充に努めます。

3 . ボランティア活動への支援

障がいや障がいのある人について、正しい理解を深めるために、また、障がいのある人が地域活動へ参加するための支援として、ボランティア活動の支援に努めます。

(1) ボランティアの育成

学校教育、生涯学習の場でボランティア意識の啓発に努めるとともに、市民を対象とした障がいに対する研修会等を開催し、ボランティアの育成に努めます。

(2) ボランティア団体との連携

ボランティア育成事業を行っている市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動が効果的に行われるよう情報交換に努めます。

第2節 社会参加の促進

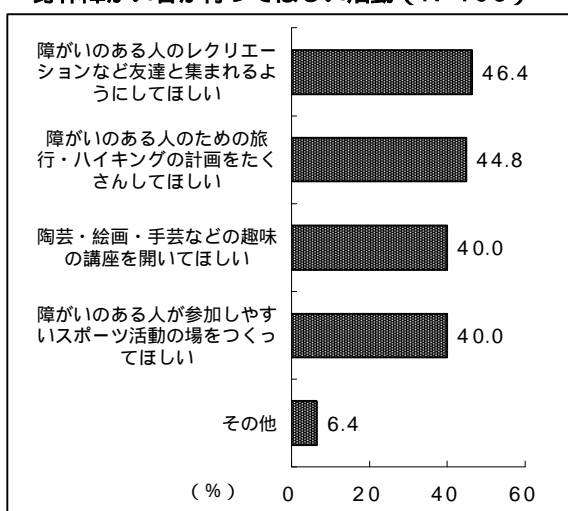
現状と課題

障がいのある人が地域で生きがいのある生活を送ることができるよう、地域活動やスポーツ・文化活動に主体的に参加することも重要です。障がいを持っている人が社会参加しやすい環境づくりの実現が求められています。

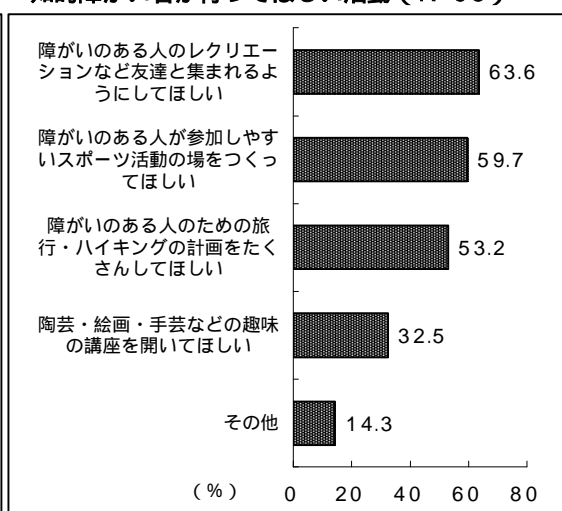
障がいのある人に対して行ってほしい活動は、身体・知的障がいのある人で「障がいのある人のレクリエーションなど友達と集まれるようにしてほしい」が共に最も多く、精神障がいのある人でも、「生きがい趣味を持てる場」が多くなっています。

障がいのある人の社会参加を促進する上で、スポーツ・文化活動及び社会活動の場の拡充を図る必要があります。

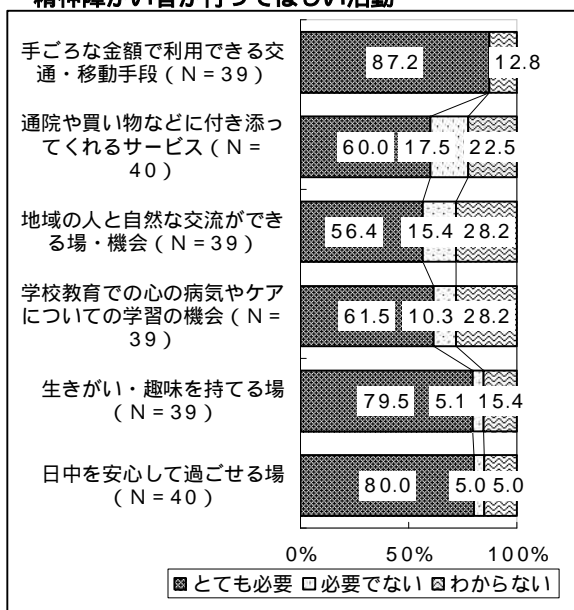
身体障がい者が行ってほしい活動（N=198）



知的障がい者が行ってほしい活動（N=95）



精神障がい者が行ってほしい活動



施策の方向

1. スポーツ・文化活動の推進

障がいのある人のスポーツ・文化活動への参加を促進するために、スポーツ・レクリエーションの活動機会の拡充を図るなど、障がいのある人の生きがいのある生活の実現のための取り組みを推進します。

(1) スポーツ・レクリエーション活動機会の拡充

各種団体等との連携を図りながら、だれもがスポーツ・レクリエーションに親しめるような機会の拡充に努めます。

(2) 文化活動の支援

生きがいのある生活や豊かな人間関係を形成するための文化活動を行うために、環境づくりに努めます。

2. 地域活動の推進

障がいのある人の地域活動への参加を推進するためには地域社会の環境づくりが重要です。障がいのある人への正しい理解の啓発を推進するとともに、障害者団体等との協力体制の充実を図るなど、地域活動の推進に努めます。

(1) 地域行事への障がいのある人の参加促進

地域の行事や活動に障がいのある人のより一層の参加を促すために、参加しやすい環境づくりを検討します。

(2) 障がいのある人についての理解の拡大

地域住民と障害者団体、身体障害者相談員、知的障害者相談員等との交流により意識の啓発を図ります。

(3) 障害者団体等との協力体制の充実

障がいのある人の課題を解決する上で、障害者団体等との意見交換の場の確保に努め、連携を図ります。

第3節 保健・医療の充実

現状と課題

少子化・核家族化の進行や地域関係の希薄化などで、子どもを取り巻く環境は大きく様変わりしています。乳幼児の健康は生涯に大きな影響を与えるため、安心して出産し自信を持って育児ができ、子どもの健全な発達の促進を支えるための環境整備が求められています。

一方では、子どもの疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育は、その後の疾病・障がいの軽減や発達に大きな影響を及ぼすことから、相談体制・療育体制を充実することが重要です。

また、現代社会は様々なストレスが多く、精神に障がいを有する人が増えてきています。心の健康に対する知識や関心を高め、自ら心の健康の保持・増進を図り、心身ともに健康で明るい生活を送ることができるようにするため支援が必要になっています。

高齢化に伴い、がん・脳卒中・心臓病・糖尿病などの生活習慣病が増加し、これらの病気は、寝たきりや認知症のような障がいをもたらして医療や介護が大きな社会問題になることが予測されます。病気による早世や障がいを防ぎ、豊かで満足のできる生活を送ることができるよう生活習慣病を予防し健康寿命を延伸することが課題になります。

施策の方向

1. 母子保健事業の推進

(1) 妊産婦支援

母子健康手帳の交付時に個別指導等を行い、妊娠・出産に関する相談・指導を継続して実施します。

(2) 健康診査等の充実

乳幼児期の健康診査、歯科健康診査を実施し、疾病の予防を図るとともに、障がいの早期発見・早期治療に努めます。また、健全な発育・発達を促すよう相談・支援の充実に努めます。

(3) 障がい児支援

乳幼児発達支援事業を充実させ、発達遅滞等の障がいを持った乳幼児に対して、早期療育のための相談・指導の充実に努めます。

2 . 精神保健事業の推進

(1) 精神障がいのある人に対する正しい理解の促進

精神障がい及び精神障がいのある人に対する正しい理解の促進を図るために、広報や公開講座等で心の健康づくりに関する情報提供を行います。

(2) 心の健康に関する相談支援体制の充実

こころの相談等で精神疾患を早期に発見し、適切な医療を継続して病状の安定を図り、生活の拡大を図ることができるよう支援します。また、子育て世代や働き盛りのうつ病、思春期の心の問題を抱える親子への支援を行います。

(3) 社会参加・社会復帰の場の充実

在宅者や退院後の地域生活を支援するため、保健所・医療機関・障害者相談支援事業所等の関係機関との連携を図り、社会参加・社会復帰の推進に努めます。

3 . 成人保健事業の推進

(1) 健康づくりの推進

障がいのある人の肥満や生活習慣病の予防・改善のため、関係機関との連携を図りながら、生活習慣病の予防・寝たきり防止・認知症予防等健康に関する正しい知識の普及や個別の助言・指導を行い、健康寿命の延伸に努めます。

(2) 機能訓練の充実

介護保険対象外の障がいのある人の心身の機能低下を防止し、生活能力を高めるため、福祉・保健・医療連携のもとに、機能訓練の充実に努めます。

第4節 教育・療育の充実

現状と課題

誰もがすこやかで安心した生涯を送るためには、障がいを早期に発見し、適切な治療及び療育が受けられ、保護者の精神的な支援体制を充実することが重要です。

また、障がいのない人が様々な障がいのある人々について、学校教育・生涯学習を通してその特性をお互いに理解することも必要です。

さらに、発達障害とされる学習障害・注意欠陥多動性障害・高機能自閉症等従来の障がいの定義では捉えられない児童・生徒についても同様の相談・支援が必要であり、研究機関をはじめ関係機関が連携し、専門的な見地から研究・検討を行い対応することが必要です。

施策の方向

1. 療育の充実

(1) 乳幼児への療育の充実

心身の発達に遅れがある乳幼児に対して、健康診査等を通して、保護者への親子のかかわり方を助言し、療育上の不安解消を図るよう、相談・助言を行います。

(2) 母子通園事業の充実

心身の発達に遅れがあると思われる乳幼児に対して、保健センターや関係機関との連携により、乳幼児の発達を促し保護者の理解及び親子の関わり方の技術指導を行うとともに、終了後の幼稚園・保育所など教育・療育機関の利用について相談・助言を行い、継続的に就学前の支援に努めます。

(3) 保育所・幼稚園との連携の強化

ア 障害児保育・障害児教育の理解の促進

保育所・幼稚園に対し、障がい児や障がい児を持つ保護者への対応などについて理解の促進を図ります。

イ 関係各機関の連携による相談・支援体制の充実

障がい児の受け入れ機関である保育所・幼稚園に対し、療育上の技術的支援・保健・福祉・医療等の関係情報の提供等を行い、継続した支援を行う体制を整えます。

2 . 教育の充実

(1) 就学前相談・支援体制の充実

ア 障害児保育・障害児教育の理解の促進

就学指導に当たっては、就学指導委員会を活用し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学について調査・審議により、助言・指導を行います。

イ 関係各機関の連携による情報提供

個別の支援計画を視野に入れ、教育・保健・福祉・医療の連携による一元的相談・指導体制のもとに、ニーズにあった情報提供に努めます。

(2) 就学後の相談支援体制の充実

教育・保健・福祉・医療等関係機関の連携による一元的相談・支援体制を充実し、進路・福祉制度情報など児童・生徒・保護者のニーズに合った情報提供に努めます。

(3) とともに学ぶ環境づくりの充実

障がいのある、なしに関わらず、ともに学び交流する環境づくりの推進に努めます。

3 . 生涯学習の充実

障がいのある人もない人も生涯にわたって学習できる講座や研修機会の充実に努めます。

第5節 雇用・就労支援の充実

現状と課題

仕事を持つということは、社会的・経済的に自立するための重要な意義をもっています。

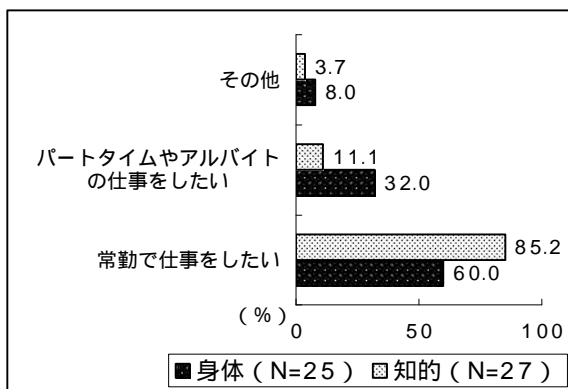
働く意欲があるにも関わらず雇用が困難な障がいのある人のため、その能力を十分発揮できるよう就労希望者に対する相談、支援が必要です。

また、一般就労が困難な障がいのある人に就労支援を継続的に行うことも必要です。

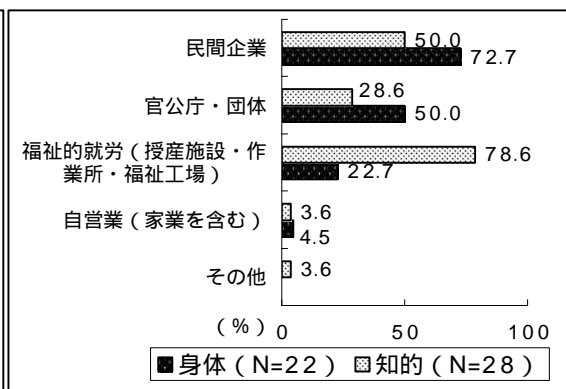
身体・知的障がいのある人のアンケート調査では、「常勤で仕事をしたい」がともに最も多くなっています。就労希望先は身体障がいのある人では「民間企業」が、知的障がいのある人では、「福祉的就労（授産施設・作業所・福祉工場）」が最も多くなっています。また、就労のために必要な施策は、身体障がいのある人では「事業主の理解」が、知的障がいのある人では「障がいのある人の就労を支援する相談窓口」が最も多くなっています。

精神障がいのある人のアンケート調査での日中活動状況は、「病院に通っている」が最も多くなっています。就労のために必要な施策は、「障がいを理解してくれる職場を増やすような取り組み」「障がいのある人の就労・復職を支援する相談窓口」が最も多くなっています。

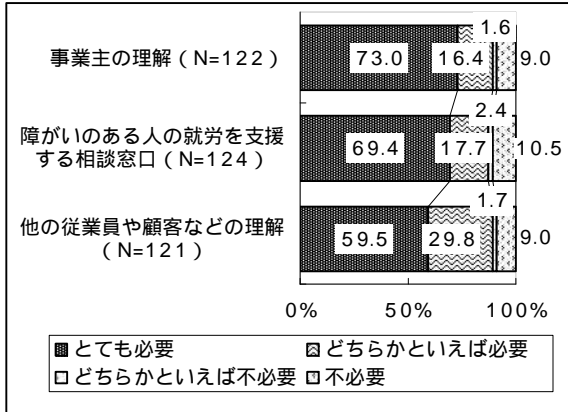
身体・知的障がい者の就労形態希望状況



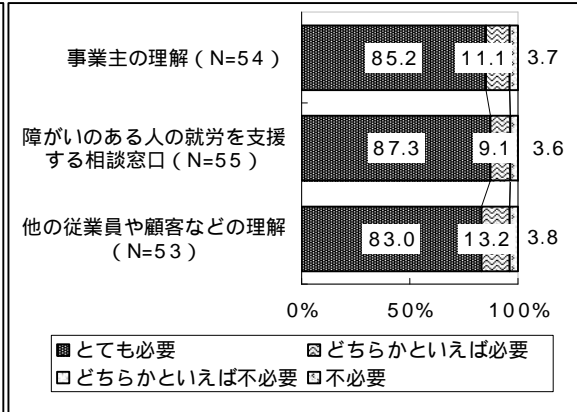
身体・知的障がい者の就労希望先



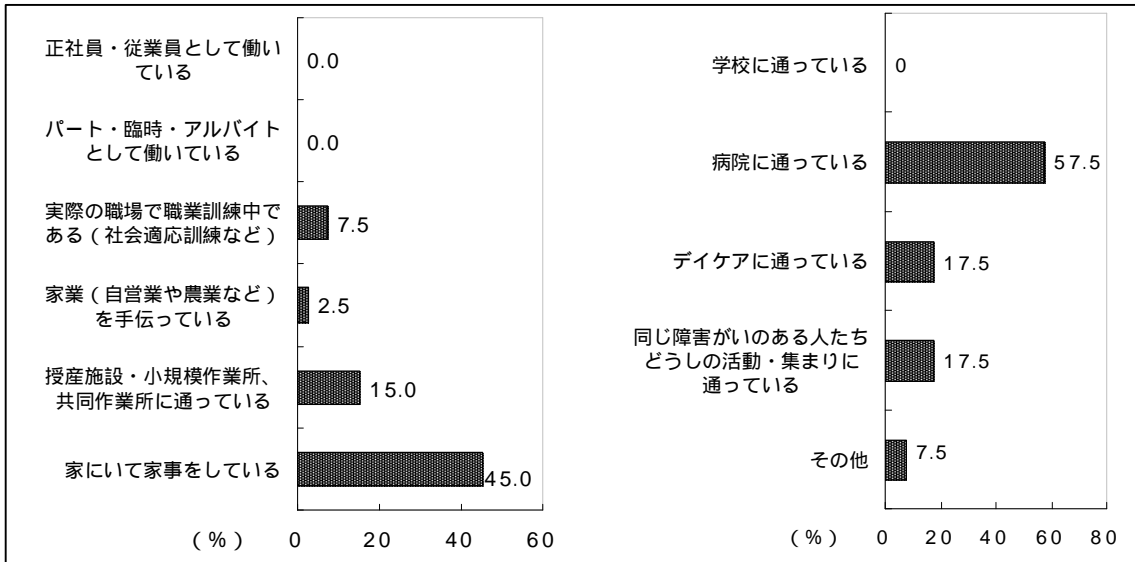
身体障がい者の就労のため必要な施策



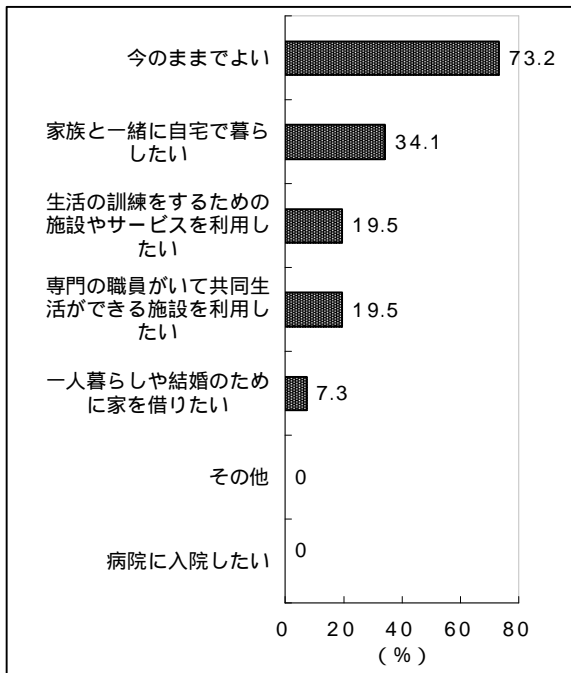
知的障がい者の就労のため必要な施策



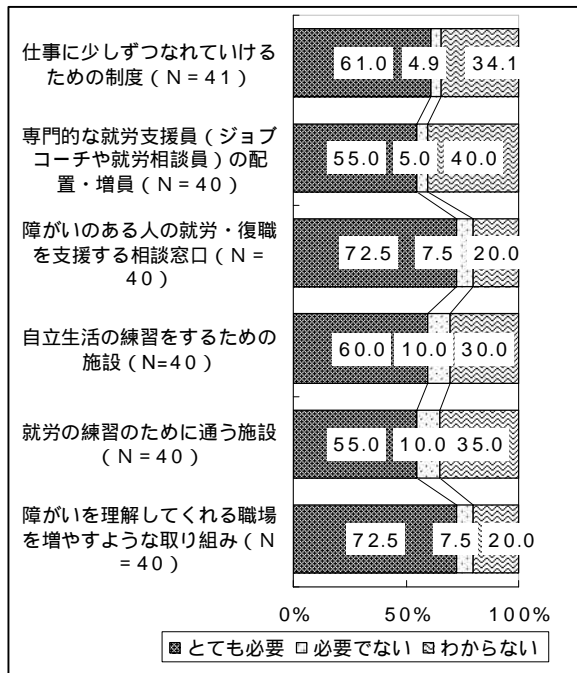
精神障がい者の日中活動の状況 (N=40)



精神障がい者の今後の日中活動希望 (N=41)



精神障がい者の就労のため必要な施策



施 策 の 方 向

1 . 雇 用 機 会 の 拡 大

(1) 事 業 主 へ の 啓 発

関係機関と連携し、市内の事業主に対して、障害者雇用率制度や各種雇用支援制度の周知に努めます。

(2) 障 害 者 授 産 施 設 等 か ら の 物 品 等 の 購 入 の 促 進

市が行う物品等の購入に当たり、授産施設等が供給できる物品等について可能な限り購入するよう努めます。

2 . 就 労 へ の 支 援

(1) 就 労 相 談 の 充 実

障がいのある人が就職を通して自立できるよう、ハローワーク仙台や障害者相談支援事業所等と連携を取りながら、就業相談の充実に努めます。

(2) 就 労 支 援 の 充 実

授産施設や就労支援施設への通所支援の充実に図り、障がいのある人の一般就労への支援に努めます。

(3) 就 労 後 の 支 援 の 充 実

就労後の適切な生活指導が、就労の継続や安定した生活につながります。障がいのある人が就労を続けていくために、障害者相談事業所等と連携しながら、生活指導等の充実に努めます。

第6節 福祉サービスの充実

現状と課題

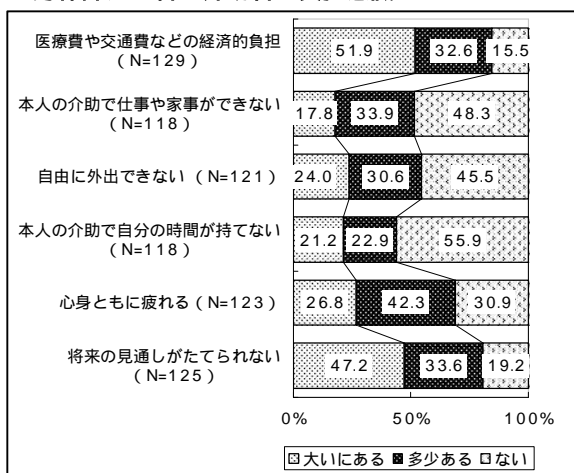
ノーマライゼーション社会の中では、障がいのある人もない人も、地域の中で自立した生活を送ることになります。障がいのある人とその家族が安心して地域生活を送るためには、障がいのある人とその家族が抱えている不安に内在する問題を読み取り、適切な情報提供・助言を行う相談業務が必要となります。

また、障がいのある人が、福祉サービスという社会資源を十分に活用し、経済的な負担の軽減を受け、その人の状態に応じた日常生活の支援により安定した生活を築くことが必要です。そのために福祉サービスを安定的に適正に提供できる体制整備が求められます。

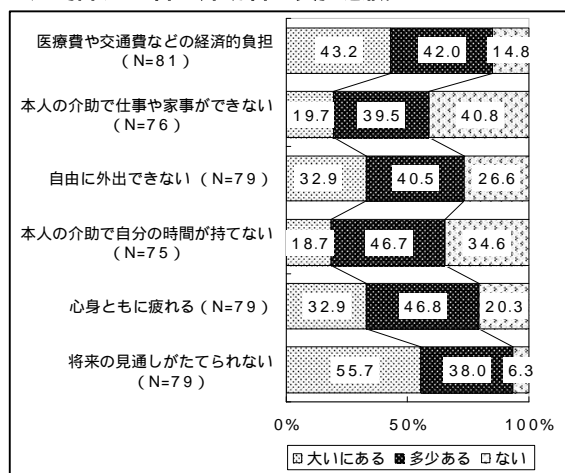
アンケート調査では、各障がい者介助者の医療費や交通費などの経済的負担感については、身体障がいの介助者で51.9%、知的障がいの介助者で43.2%、精神障がいのある人が58.1%となっています。また、外出手段については、身体障がい・知的障がいのある人では「自家用車（家族運転）」が共に最も多くなっています。

各種年金制度や助成制度の普及・啓発を行い、制度の利用を促進する必要があります。

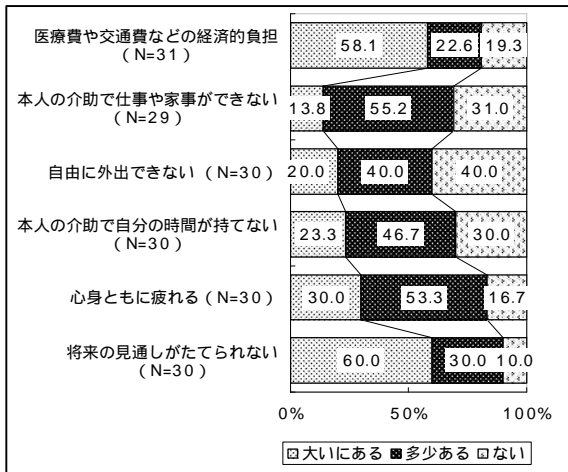
身体障がい者の介助者の負担意識



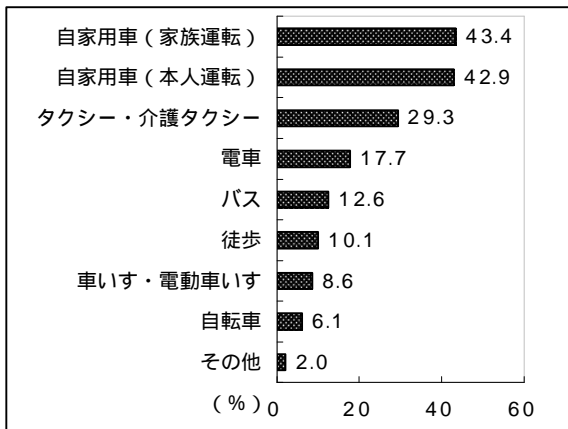
知的障がい者の介助者の負担意識



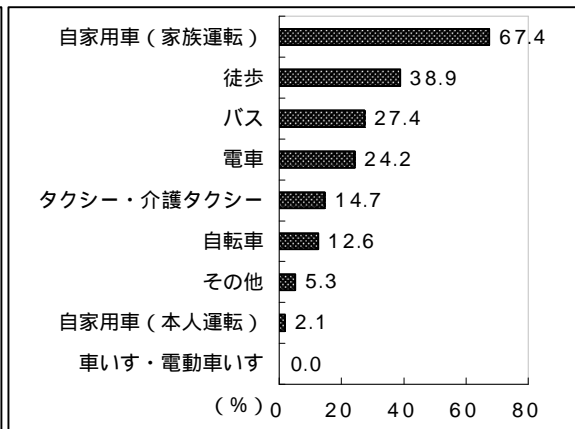
精神障がい者の介助者の負担意識



身体障がい者の外出手段 (N=198)



知的障がい者の外出手段 (N=95)



施策の方向

1. 相談体制の整備

(1) 相談体制の充実

ア 相談窓口の充実

市の相談窓口として、社会福祉課、保健センター、若竹園、保育所などがありますが、個々の相談の内容に応じ各専門機関との連携を図りながら相談支援の充実に努めます。

イ 障害者相談支援体制の充実

現在、市内の 2 箇所に障害者相談支援事業所を設置し、障がいのある人やその保護者等の相談に応じていますが、今後さらにその周知を図ります。また、その相談の内容に応じては関係機関との連携も必要となることから、医療、保健、教育などの各専門機関で組織する地域自立支援協議会を設置し、処遇困難ケースへの支援の充実に努めます。

注 1

(2) 地域福祉権利擁護事業の活用の促進

障がい等により判断能力が不十分な人が、地域で福祉サービスを適切に利用し、自立した生活を送ることができるよう、市社会福祉協議会と連携をとり権利擁護事業の活用を図ります。

注 2

(3) 成年後見制度利用の促進

知的障がいのある人や精神障がいのある人など、判断能力が不十分な人々について、社会生活を送る上で、必要な契約に際して不利な契約を結ぶことがないように、成年後見制度の周知に努めます。

また、身寄りのない人や親族の協力が得られない人のために、成年後見制度の利用支援について検討します。

2. 経済的支援の充実

障がいのある人が受給できる年金や手当等には、障害基礎年金、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等があります。また、医療費の助成制度では、心身障害者医療費助成、自立支援医療等があります。

自立した地域生活を送るために、これらの制度の活用が図られるよう制度の周知に努めます。

注 1：地域福祉権利擁護事業

認知症高齢者、知的障がい・精神障がいのある人など判断能力が不十分な人が自立した地域生活を送れるよう福祉サービスの利用援助を行い、権利擁護を行う事業のこと。

注 2：成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい・精神障がいのある人など判断能力が不十分な成年者を保護するための制度のこと。

3 . 在宅福祉の充実

障がいのある人が地域において安心して自立した生活を送ることができるよう、障害者自立支援法による必要に応じた適切なサービスの提供に努めます。

(1) 介護給付費・訓練等給付費の支給

自立支援給付の、居宅介護等の 10 種類の介護給付費や自立訓練（機能訓練・生活訓練）等の 4 種類の訓練等給付費のサービス提供にあたって、障がいの特性に応じた適切なサービスの提供に努めます。

(2) 地域生活支援事業の支給

障害者自立支援法に規定している地域生活支援事業における相談支援事業、地域活動支援センター事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業などの必須事業や、その他の市で給付する訪問入浴、日中一時支援事業などのサービスの提供に努めます。

(3) 自立支援医療費及び補装具費の支給

障がい児・者が、心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活を営むことができるよう必要な自立支援医療費を給付します。また、身体機能を補完、代替する義肢など補装具の購入費・修理費などの支給を行います。

4 . 移動手段への支援

障がいのある人の社会参加を促進するため、移動手段への支援に努めます。

(1) タクシー利用料等助成事業

外出することが困難な重度の障がいのある人にタクシー利用料または自動車燃料費の一部を助成することについて、継続して実施に努めます。

また、福祉バス乗車券等の交付については、前述の事業の対象にならない障がいのある人に、継続して交付することに努めます。

(2) 自動車運転免許取得費・身体障害者自動車改造費助成事業

障がいのある人の社会参加を促進するため、運転免許取得に要する経費や自動車改造に要する経費の一部の助成について、継続して実施することに努めます。

5 . 施設福祉の充実

福祉施設は、地域で生活する障がいのある人の拠点施設としての役割が求められており、連携の強化を図ります。

(1) 福祉施設との連携の強化

社会福祉法人みのり会が、支援費制度による知的障害者通所更生施設をばーと、障害者自立支援法に基づき、地域活動支援センター及び日中一時支援事業を実施していますが、障がいのある人の拠点施設の一つとして今後も連携を強化していきます。

(2) 心身障害児通園事業（児童デイサービス）の充実

心身障害児通園施設若竹園は、児童デイサービス事業として、障がい児の通園の場を設けて療育指導を行い、地域社会が一体となってその育成を助長することを目的としておりますが、今後も継続して運営の充実に努めます。

(3) 精神障害者通所授産施設の充実

精神障害者通所授産施設友愛作業所は、市が社会福祉協議会に委託し、精神に障がいのある人の社会復帰を図るために、必要な訓練、生活指導を行っておりますが、今後も継続して運営の充実に努めます。

(4) 知的障害者通所授産施設の充実

知的障害者通所授産施設みのり園は、市が社会福祉法人みのり会に委託し、雇用されることが困難な知的障がいのある人に生活指導や授産指導を行っております。

今後も安定的・継続的に障がいのある人の就労を視野に入れた自立に向けた訓練を行うために、障害者自立支援法に基づく就労継続支援施設に移行し、障がいのある人の就労支援に努めます。

6 . 障害福祉サービスに係る苦情解決への対応

障害福祉サービスを利用した際に、利用者からの苦情が生じた場合、サービス提供事業者による適切な対応とその結果の公表等が適切に行われるよう、助言と指導を行います。また、解決困難な場合、苦情解決に関する関連機関や県の運営適正化委員会との連携を図ります。

第7節 人にやさしいまちづくりの推進

現状と課題

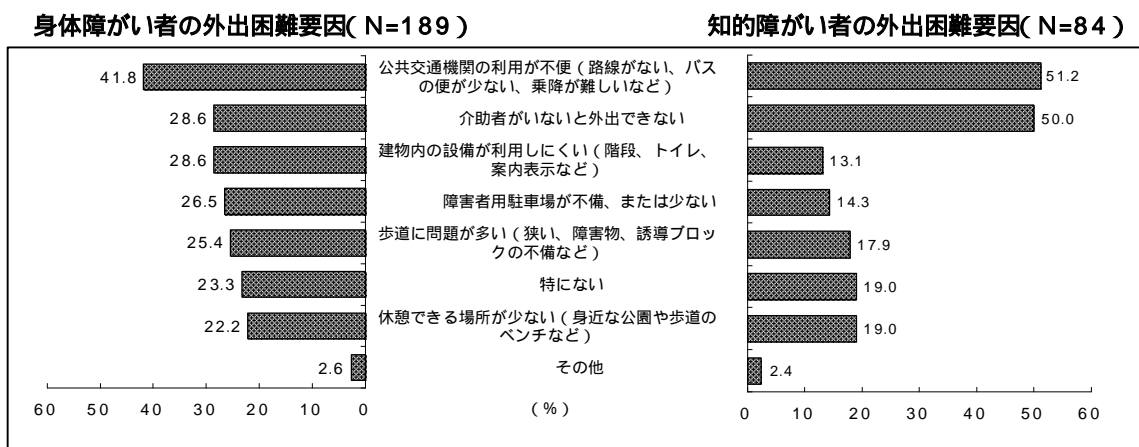
名取市では、様々な障がいを持つ人やすべての人にとってやさしく、暮らしやすいまちづくりを目標に、平成12年度に「障がい者や高齢者にやさしいまちづくり」の計画を策定し、以来年次計画により、公共施設のバリアフリー化、道路改修工事における段差解消、点字ブロックの敷設など整備に取り組んできました。

しかし、バリアフリー化された空間は、市内に点在し、連続した空間にいたっていないのが現状で、建物や道路など安全性の向上を図り、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりを推進することが課題です。

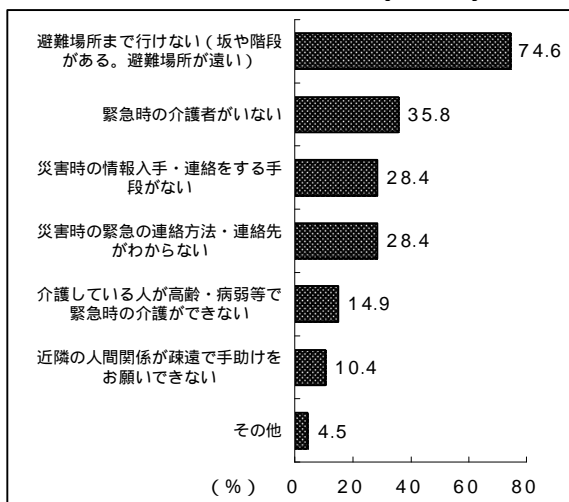
また、地震など災害が発生した場合、緊急に関係機関が迅速に対応する体制を整える必要があります。特に地域における町内会や自治会による対応は、初期段階における重要な要素であり、地域住民の理解と協力を高めるための取り組みが求められています。

さらに、障がいのある人が様々な情報を入手できるよう、情報のバリアフリー化を推進する必要があります。

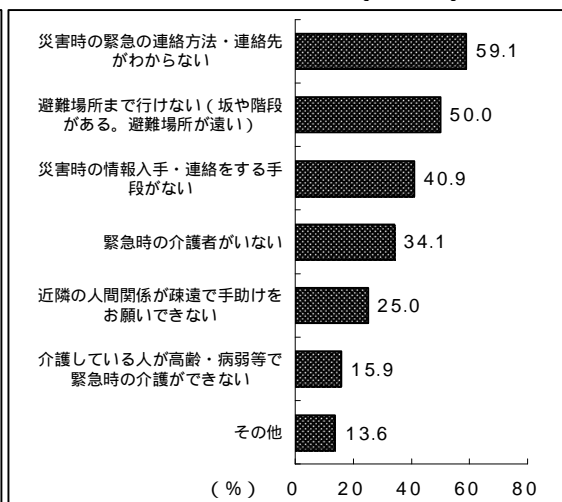
身体障がいのある人のアンケート調査では、外出困難要因として「建物内の設備が利用しにくい」「歩道に問題が多い」が多くなっています。一方、災害発生時の避難にあたっては、一人での避難困難理由は、身体障がいのある人では、「避難場所まで行けない(坂や階段がある。避難場所が遠い)」が最も多く、知的障がいのある人でも2番目に多くなっています。



身体障がい者の避難困難理由 (N=67)



知的障がい者の避難困難理由 (N=44)



施策の方向

1. 人にやさしいまちづくりの推進

障がいのある人もない人も住みやすいまちづくりを推進するために、^{注1}ユニバーサルデザインの推進や居住環境の整備の推進に努めます。

(1) ユニバーサルデザインの推進

だれもが暮らしやすい社会の実現のために、ユニバーサルデザインの普及に努めます。また、「障害者や高齢者にやさしいまちづくり総合計画」に基づき、公共施設や道路等のバリアフリー化の推進に努めます。

(2) 居住環境の整備

重度の身体障がい者が自宅で安心して自立した生活を維持するために、自宅内の床面の段差解消やトイレ・浴室の改造、手すりの設置など住まいのバリアフリー化を行う場合、改造に要する資金の一部を助成する制度の継続に努めるとともに、住宅改造に関する情報提供や相談の充実に努めます。

1：ユニバーサルデザイン

製品、建物、環境を、あらゆる人が利用できるようにはじめから考えてデザインするという考え方のこと。

2 . 情報バリアフリー化の推進

(1) インターネットによる情報提供

障害福祉に関する情報をはじめ、様々な情報をインターネットのホームページで提供することに努めます。

(2) 点字の広報での情報提供

広報などりの点字版の配布について、継続して実施します。

(3) 手話通訳者による支援と手話奉仕員の養成

手話通訳者により、聴覚障がいのある人へのコミュニケーションの支援に努めます。また、聴覚障がいのある人への情報提供やコミュニケーションを補完するため、手話奉仕員の養成について検討します。

(4) 情報技術活用の支援

情報通信技術の発達を活用し、障がいのある人が情報を発信し、情報を受信することができるよう、講習会等を通して情報活用能力の開発を検討します。

3 . 防災・防犯対策の充実

(1) 啓発・広報活動の充実

ア 防災訓練への障がい者の参加促進

災害発生時における避難場所、誘導方法などの確認、また、日頃の災害への備えなどの周知を図ります。

イ 防災・防犯学習への支援

防災・防犯についての地域ぐるみでの学習を支援します。

(2) 緊急時体制の充実

ア 自主防災組織の整備

町内会や自治会と協力しながら、自主防災組織を育成し、地域住民を中心とした支援体制の整備を促進します。

イ 災害時要援護者リストの作成と情報提供システムの整備

災害発生時に自分の身を守ることが困難な人を、地域で把握し、迅速・的確な援助ができるような体制をとるため、災害時の援護を希望する要援護者のリストを作成し、要援護者の同意に基づき、消防、警察、民生委員・児童委員等に情報提供するシステムの整備を検討します。

第 5 章 計画の推進にあたって

第 1 節 計画の推進体制

障害者施策は、保健、医療、福祉、教育、防災など、まちづくりのさまざまな分野にわたることから全庁的に取り組んでいくとともに、関係機関、関係団体と連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

第 2 節 計画の進行管理

本計画の進捗状況を定期的に点検し進行管理を行うとともに、社会経済情勢の変化、制度改正等を踏まえ、必要に応じ適宜見直しを行います。

資料編

1. 名取市障害者計画等策定懇談会設置要綱

平成 18 年名取市告示第 37 号

(設置)

第 1 条 障害者計画及び障害福祉計画の策定にあたって市民の意見を反映させるため、名取市障害者計画等策定懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇談会は、障害者計画及び障害福祉計画の策定に関し、調査及び検討し、市長に提言するものとする。

(組織)

第 3 条 懇談会は、委員 13 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 教育関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、就任の日の属する年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 懇談会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇談会は、委員長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 懇談会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

名取市障害者計画等策定懇談会委員名簿

	区分（要綱第 3 条第 2 項）	氏 名	備 考
1	（ 1 ）学識経験者	荒 川 由美子	
2	（ 2 ）保健医療関係者	谷 口 宏	
3		香 山 明 美	
4	（ 3 ）福祉関係者	洞 口 ミツヨ	
5		高 橋 なみ江	
6		森 正 男	
7		荘 司 千鶴子	委員長
8		清 野 公 子	副委員長
9	（ 4 ）教育関係者	丹 野 範 雄	
10		高 橋 義 則	
11	（ 5 ）その他市長が必要と認める者	榊 井 陽 子	
12		我 妻 ク ミ	
13		大久保 健 一	

2. 名取市障害者計画等策定検討委員会設置要綱

平成 18 年名取市告示第 38 号

(設置)

第 1 条 障害者計画及び障害福祉計画を策定するため、名取市障害者計画等策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、障害者計画及び障害福祉計画の策定に関し、調査及び検討を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、健康福祉部長の職にある者を、副委員長は、保健センター所長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委員)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

総務課長	政策企画課長	財政課長	防災安全課長	商工水産課長	建設課長	学校教育課長	生涯学習課長
------	--------	------	--------	--------	------	--------	--------

名取市障害者計画等策定検討委員会委員名簿

	氏 名	所属及び職名	備 考
1	雫石克郎	健康福祉部長	委員長
2	伊東資郎	保健センター所長	副委員長
3	永洞一規	総務課長	
4	三浦亮一	政策企画課長	
5	石川進	財政課長	
6	高橋勉	防災安全課長	
7	菅原芳弘	商工水産課長	
8	高橋伸吉	建設課長	
9	高橋守夫	学校教育課長	
10	瀬野尾幸子	生涯学習課長	

3 . 名取市障害者計画及び障害福祉計画策定の経緯

年月日	会議名	協議内容
平成 18 年 6 月 21 日	第 1 回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者計画等策定の背景について ・ ニーズ調査結果について ・ 障害福祉の現状について
平成 18 年 6 月 23 日	第 1 回懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者計画等策定の背景について ・ ニーズ調査結果について ・ 障害福祉の現状について
平成 18 年 8 月 21 日	第 2 回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズ調査結果について ・ 障害者計画等の素案について
平成 18 年 8 月 25 日	第 2 回懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズ調査結果について ・ 障害者計画等の素案について
平成 19 年 1 月 9 日	第 3 回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者計画等の素案について
平成 19 年 1 月 31 日	第 3 回懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者計画等の素案について

名取市障害者計画

発行年月日：平成 19 年 3 月

編 集：名取市 健康福祉部 社会福祉課

〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田 80

TEL (022) 384-2111 FAX (022) 384-2101.